



第3期 阿久比町子ども・子育て支援事業計画

令和7年度～令和11年度



令和7年3月
阿久比町

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景	2
2 計画策定の趣旨	3
3 計画の位置づけ	4
4 計画の期間	4
5 計画の策定体制	5
第2章 子ども・子育てを取り巻く環境の状況	7
1 阿久比町の状況	8
2 アンケート調査結果からみえる現状	20
3 子ども・子育て支援事業計画（第2期）の評価	31
4 阿久比町の子ども・子育てを取り巻く現状と課題	34
第3章 計画の基本理念、基本目標	37
1 基本理念	38
2 基本的な視点	38
3 基本目標	39
4 施策の体系	41
第4章 施策の展開	43
基本目標1 地域における切れ目のない子育ての支援	44
基本目標2 子どもとその家族の健康の確保及び増進	48
基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	51
基本目標4 子ども・子育てにとって安全・安心な環境づくり	55
基本目標5 職業生活と家庭生活との両立の推進	58
基本目標6 配慮を必要とする子ども・家庭への支援	60
第5章 量の見込みと確保方策	65
1 教育・保育提供区域の設定	66
2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業計画の量の推計の考え方	66
3 人口の見込み	70
4 教育・保育事業	71
5 地域子ども・子育て支援事業	74
6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	87
7 幼児期の教育・保育の一体的提供等の推進	87
第6章 計画の推進にあたって	89
1 計画の達成状況の点検及び評価	90
2 国・県等との連携	90
資料編	91
1 阿久比町子ども・子育て審議会条例	92
2 阿久比町子ども・子育て審議会委員名簿	94
3 計画の策定経過	95
4 用語解説	96

第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

近年、全国的に個人の価値観やライフスタイルの多様化、子育て家庭を取り巻く環境の変化により、様々な課題やニーズが顕在化しています。特に、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化により子育てに対する不安を抱える保護者の増加、女性の社会進出による保育ニーズの増大への対応や待機児童の解消等が喫緊の課題となっています。

このような状況を受け、国では、平成 15 年に少子化対策の総合的な推進を目的とした「次世代育成支援対策推進法」を制定し、次世代を担う子どもたちの育成を支援するためのあらゆる事業を展開してきました。しかしながら、依然として出生数の減少が続いていたことから、平成 24 年 8 月に「子ども・子育て関連 3 法」を制定し、平成 28 年 4 月に改訂された「子ども・子育て支援新制度」において、市町村は地域の子育て支援の状況や、子育て支援ニーズを把握し、5 年間で計画期間とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定を努力義務としました。

就学児童においても、さらなる共働き家庭等の児童数の増加が見込まれており、平成 30 年 9 月には、「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、次代を担う人材を育成するため、すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる事業の計画的な整備等を進めていくこととされました。

また、令和元年 10 月に「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」が施行され、幼児教育・保育の無償化が始まりました。幼児教育・保育の無償化により、幼児教育の負担軽減を図ることで、すべての子どもたちに質の高い教育の機会を保障し、生涯にわたる人格形成の基礎を培うことを目指しています。令和 2 年 12 月には、待機児童の解消を目指し、女性の就業率の上昇を踏まえた保育の受け皿整備、幼稚園やベビーシッターを含めた地域の子育て資源の活用促進のための「新子育て安心プラン」が公表されました。

令和 4 年 6 月には、児童の権利の擁護と子育てに困難を抱える家庭への支援の強化のための「児童福祉法」が改正、令和 6 年 6 月には、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が改正され、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」としてこどもの貧困の解消に向けた対策が充実されるなど、様々な困難を抱える子育て家庭や子どもに対する支援も進められています。

2 計画策定の趣旨

阿久比町（以下、「本町」とする。）においては、「子ども・子育て支援法」に基づき、平成27年3月に「阿久比町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。令和2年3月には「第2期阿久比町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子どもの健やかな成長と子育て家庭を支援するため、保育の量的拡充や多様な保育サービスの提供と地域における子ども・子育て支援等に取り組み、次世代を担う子どもたちが強く、たくましく生き抜けるよう、生まれる前から進学や就労まで、切れ目のない施策の充実を図ってきました。

本町では0歳から15歳までの一貫性ある教育の実現に向けて、幼保小中一貫教育プロジェクトを推進しており、15歳における「めざす生徒像」を定め、園・学校、家庭、地域が協働して「欠落なき教育」「段差なき教育」「落差なき教育」を進めています。

また、令和3年3月に策定した「第6次阿久比町総合計画」では、まちの将来像を「輝く子どもたちをみどりが包むまち・あぐい」とし、これからの主役である子どもたちが、本町に誇りを持ち、明るく輝きのあるまちを体現できるよう、未来に向けたまちづくり・人づくりを進めています。

このたび、「第2期阿久比町子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第2期計画」とする。）が令和6年度で最終年度を迎えることから、引き続き計画的に施策を推進するため「第3期阿久比町子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」とする。）を策定し、国、県の動向及び第2期計画における成果と課題を十分に踏まえながら、子ども・子育て支援施策を総合的に推進していき、切れ目のない支援による子育て環境の充実を目指していきます。

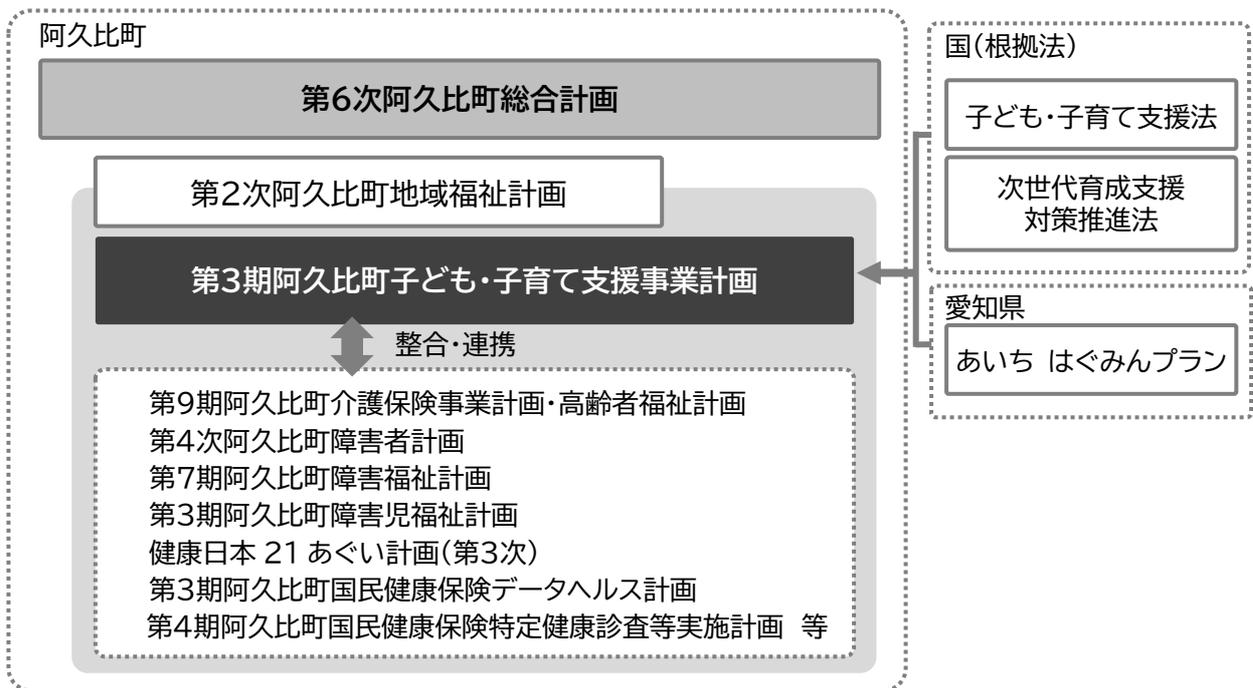
3 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」で、子ども・子育て支援に係る総合的な計画として策定するものです。

また、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の量を確保する上で必要な施策を展開していくため、「次世代育成支援対策推進法」第8条に基づく「市町村行動計画」を包含します。

さらに、本町の最上位計画である「第6次阿久比町総合計画」の子ども・子育てに関連する分野の部門別計画として位置づけます。

■本計画の位置づけ



4 計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。

また、社会情勢の変化に対応し、計画期間中であっても適宜必要な見直しを行うものとします。

■本計画の期間

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第2期計画					
	第3期計画				

5 計画の策定体制

(1) 町民ニーズ調査の実施

令和7年度から令和11年度までを計画期間とする本計画の策定資料として、保育ニーズや子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て家庭の生活実態、今後の要望・意見等を把握することを目的に「阿久比町子育て支援に関するアンケート調査」を実施しました。

(2) 阿久比町子ども・子育て審議会による審議

計画策定にあたり、子育て当事者等の意見を反映するとともに、子どもたちを取り巻く環境や子育て家庭の実績を踏まえた計画とするため、知識経験を有する者、児童福祉または教育に関する業務に従事する者、児童の保護者等で構成する「阿久比町子ども・子育て審議会」において、計画の内容について審議しました。

(3) パブリックコメントの実施

令和7年1月6日～1月31日に、パブリックコメントを実施し、計画素案に対する幅広い意見聴取を行いました。

第2章 子ども・子育てを取り巻く 環境の状況

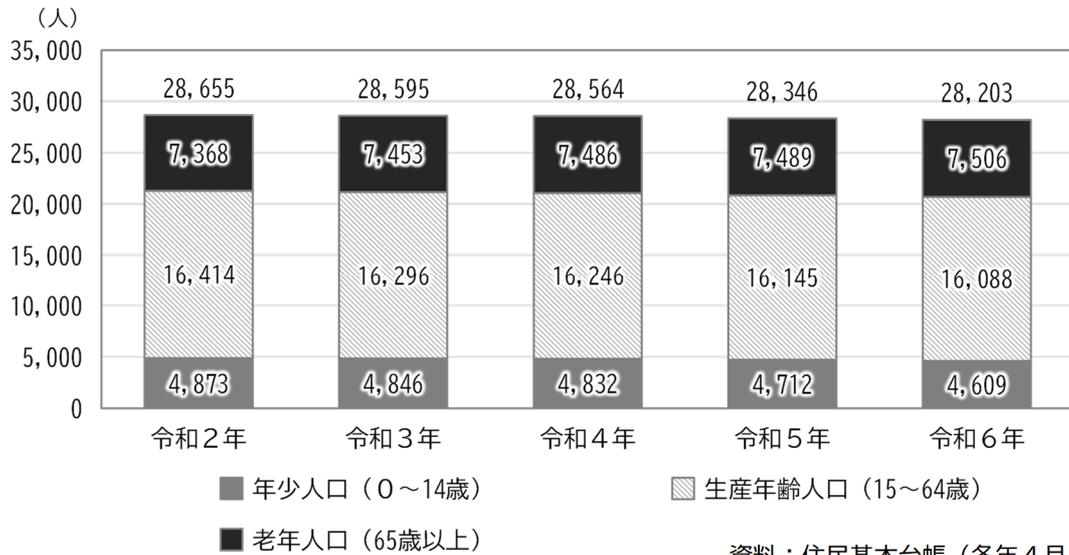
1 阿久比町の状況

(1)人口の状況

① 年齢3区分別人口の推移

人口の推移をみると、総人口は減少傾向にあり、令和6年は28,203人となっています。年齢3区分の人口構成をみると、老年人口（65歳以上）は年々増加していますが、生産年齢人口（15歳～64歳）及び年少人口（0歳～14歳）はともに減少傾向にあります。

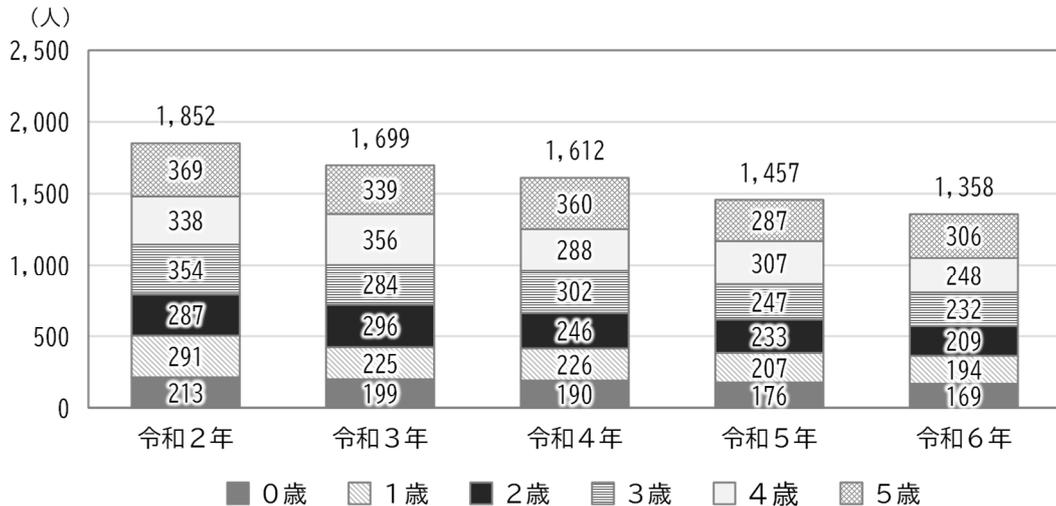
■年齢3区分別人口の推移



② 年齢別就学前児童数の推移

就学前児童数の推移をみると、年々減少しており、令和6年は1,358人となっています。令和6年の人口を各年齢でみると、5歳児が306人と最も多くなっており、年齢が下がるにつれて人口は減少しています。

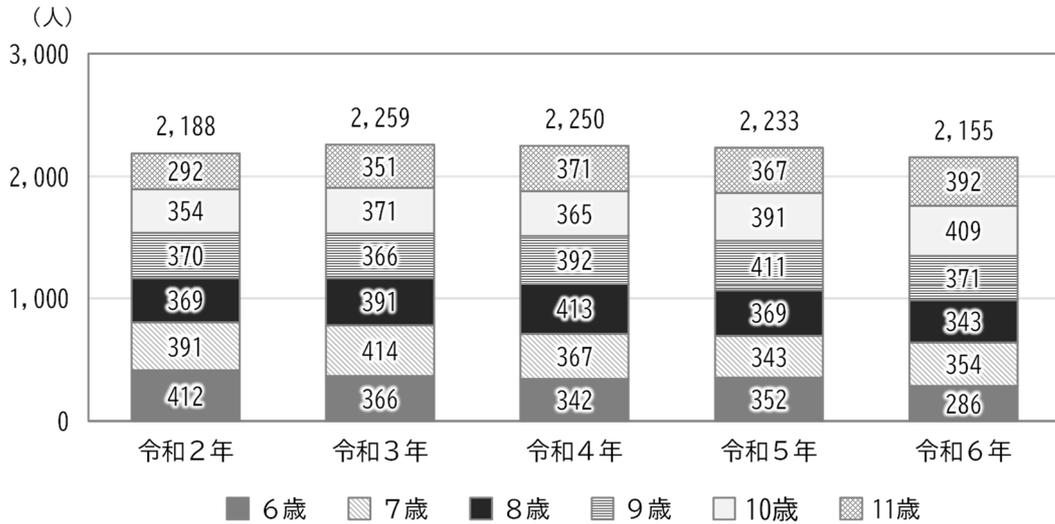
■年齢別就学前児童数の推移



③ 年齢別就学児童数の推移

就学児童数の推移をみると、令和3年の2,259人をピークに減少しており、令和6年には2,155人となっています。令和6年の人口を各年齢でみると、10歳児が409人と最も多くなっています。

■年齢別就学児童数の推移



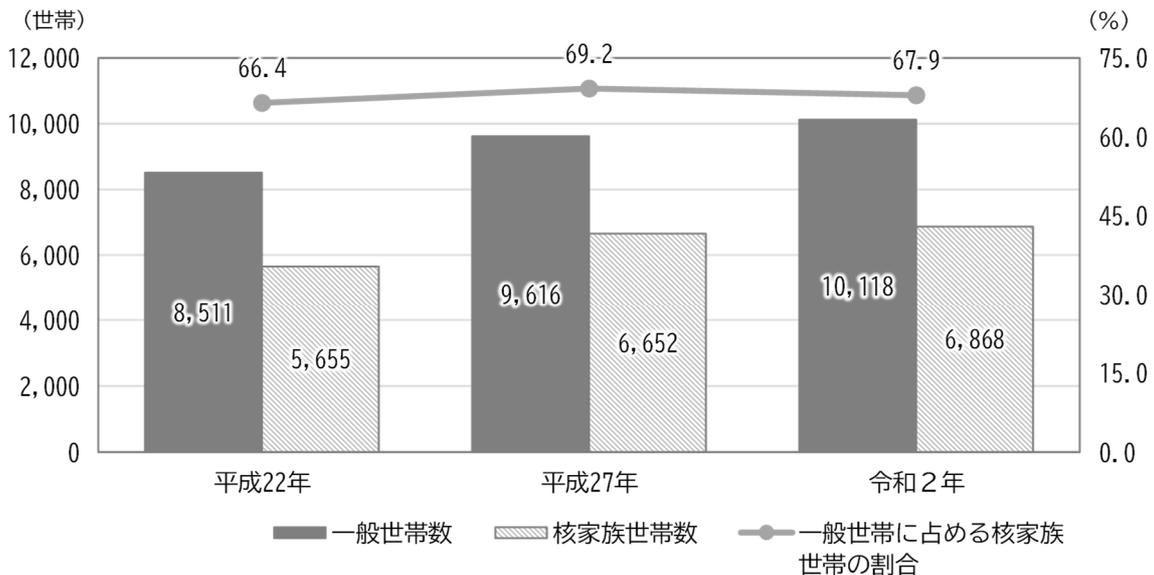
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2)世帯の状況

① 一般世帯・核家族世帯の状況

一般世帯・核家族世帯の推移をみると、一般世帯、核家族世帯ともに増加しています。一般世帯に占める核家族世帯の割合は、平成27年に比べて令和2年では67.9%とわずかに減少しています。

■一般世帯・核家族世帯数及び割合の推移

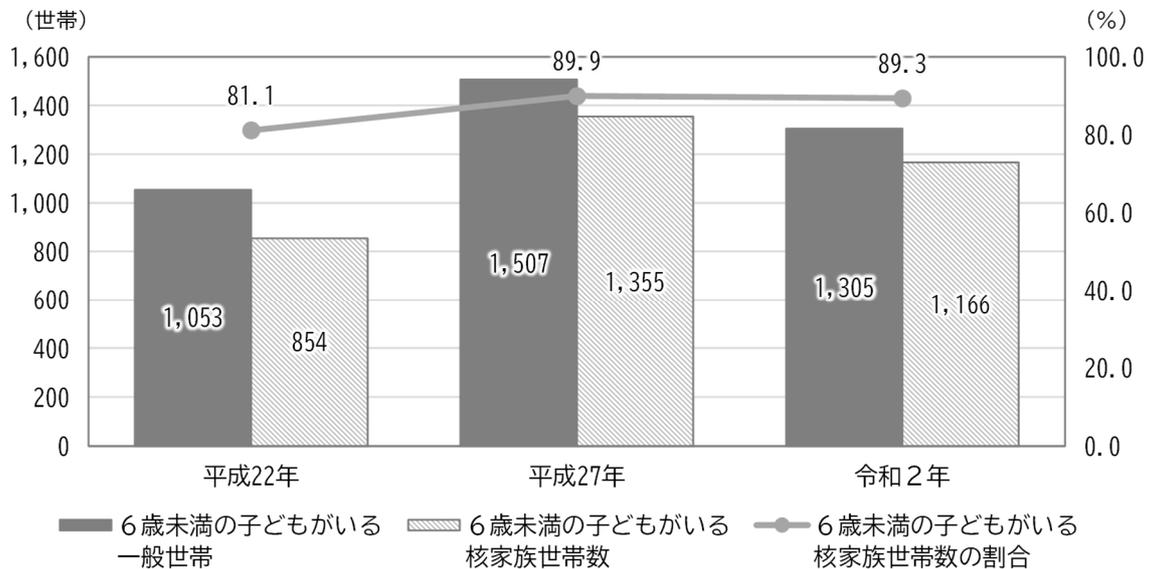


資料：国勢調査

② 6歳未満の子どもがいる世帯の状況

6歳未満の子どもがいる世帯の推移をみると、平成27年は一般世帯、核家族世帯ともに増加していましたが、令和2年では両世帯ともに減少しています。

■6歳未満の子どもがいる一般世帯・核家族世帯数及び割合の推移

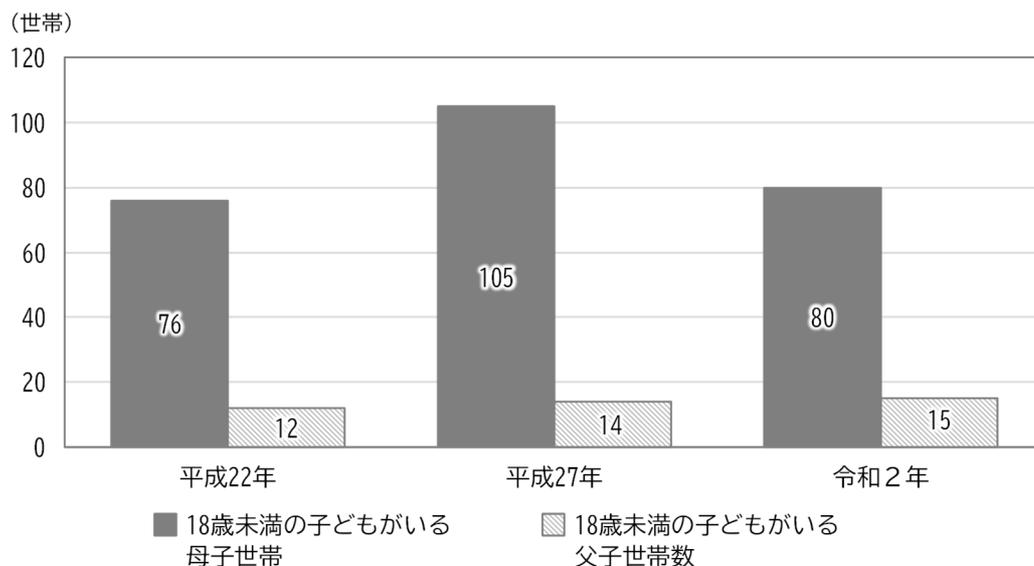


資料：国勢調査

③ ひとり親世帯数の状況

18歳未満の子どもがいるひとり親世帯数の推移をみると、母子世帯は平成27年と比べ、令和2年では80世帯に減少しています。父子世帯は、わずかに増加傾向にあります。

■ひとり親世帯の推移



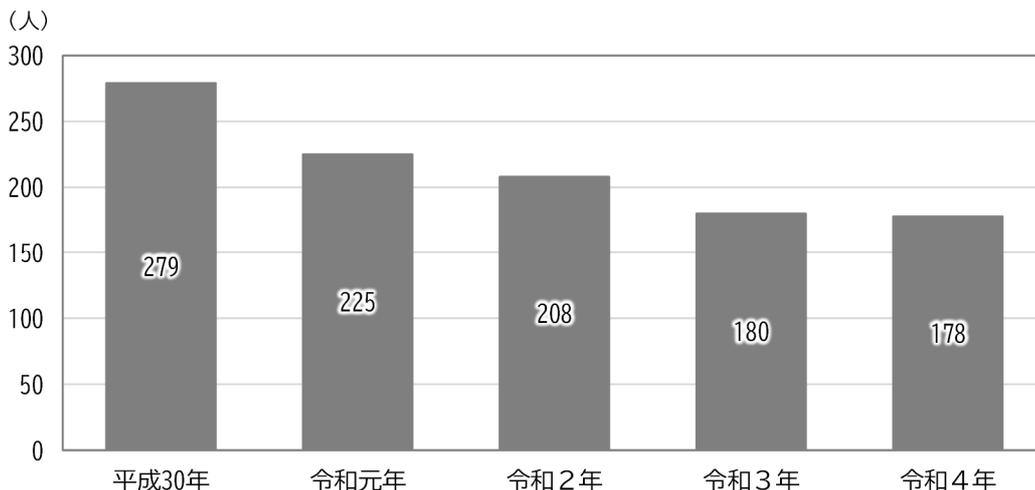
資料：国勢調査

(3) 出生の状況

① 出生数の推移

出生数の推移をみると、年々減少しており、令和4年には178人となっています。

■出生数の推移

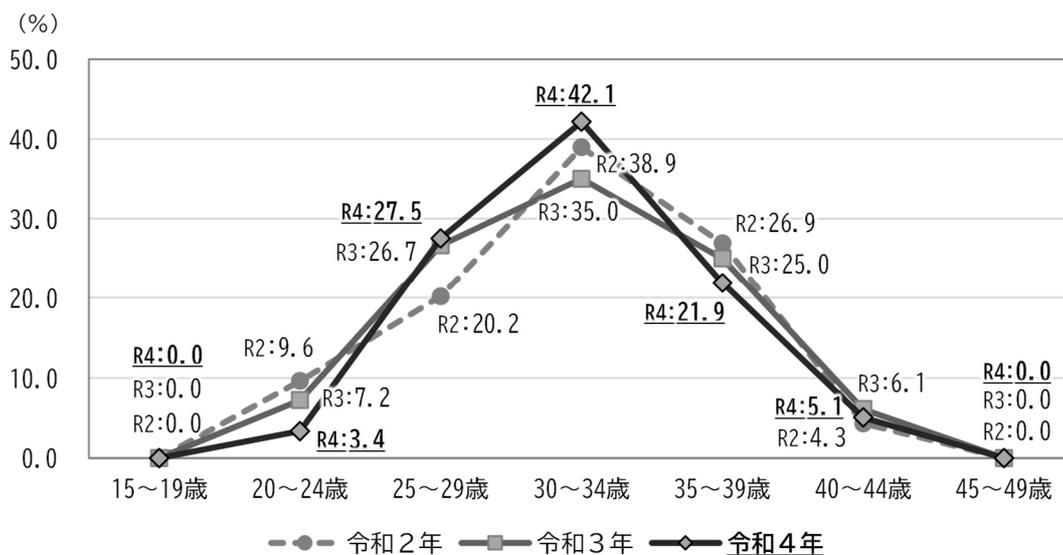


資料：愛知県衛生年報

② 母親の年齢別出生率の状況

母親の年齢別出生率の推移をみると、令和4年には、25～29歳及び30～34歳の出生率が令和元年、令和2年と比べて高くなっています。また、各年30～34歳での出生率が最も高くなっています。

■母親の年齢別出生率の推移

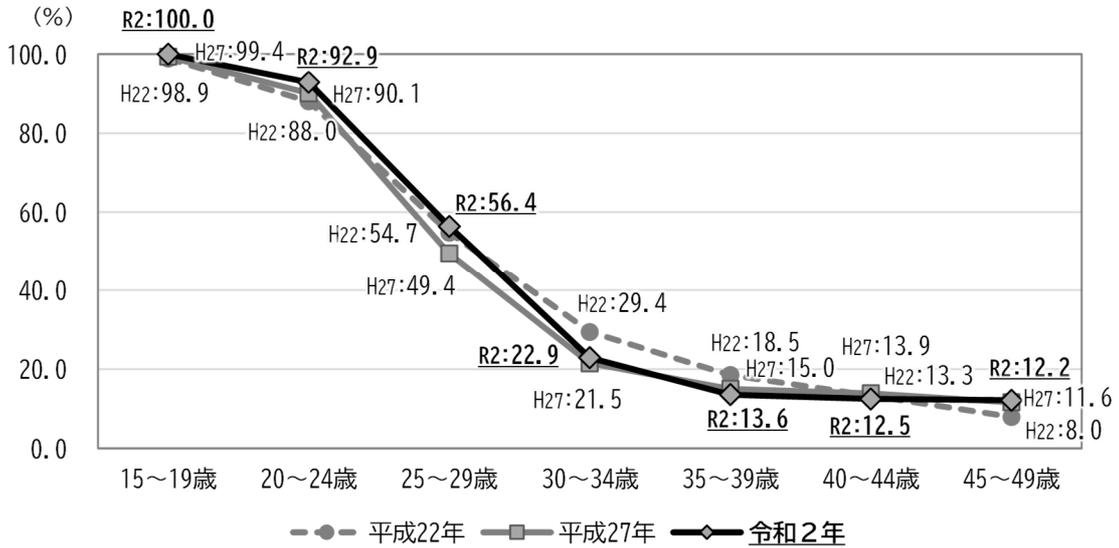


資料：愛知県衛生年報

③ 女性の年齢別未婚率の状況

女性の年齢別未婚率の推移をみると、令和2年は平成22年及び平成27年と比べ、35歳～44歳が最も低くなっていますが、15～24歳及び45歳～49歳では最も高くなっています。

■女性の年齢別未婚率の推移



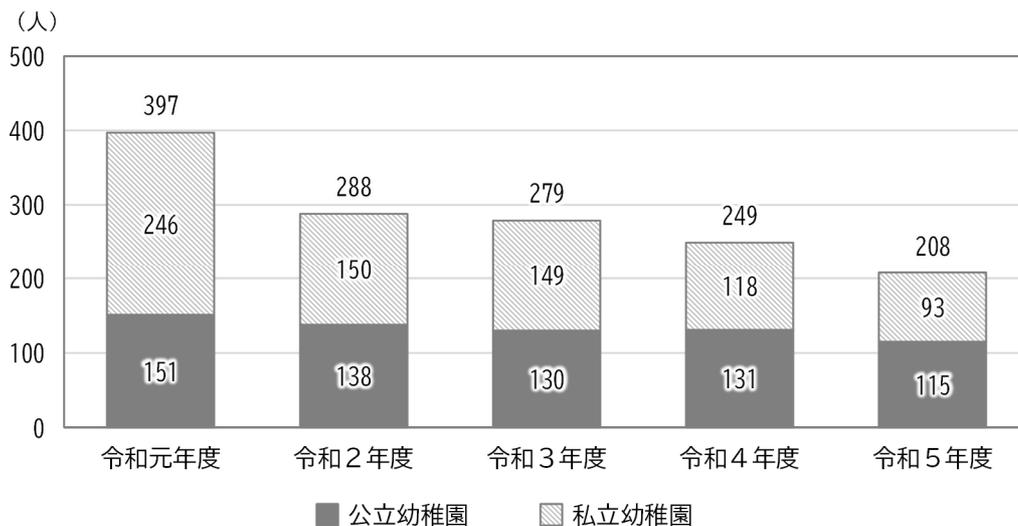
資料：国勢調査

(4) 教育・保育サービスの状況

① 幼稚園の状況

幼稚園の在籍園児数の推移をみると、年々減少しており、令和5年度では208人となっています。また、公立幼稚園、私立幼稚園ともに在籍園児数は減少しています。

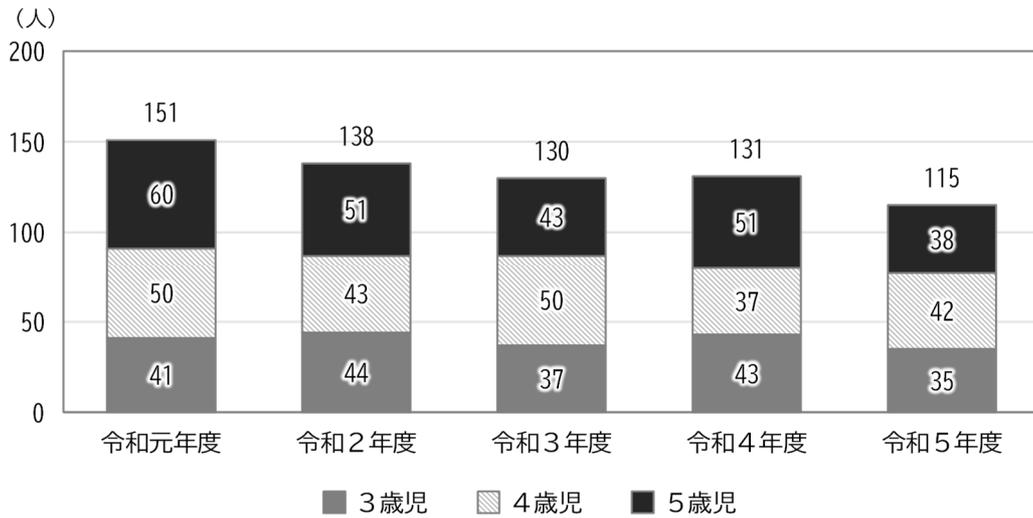
■幼稚園の在籍園児数の推移



資料：町資料（各年度4月1日現在）

年齢別公立幼稚園の在籍園児数の推移をみると、令和5年度では4歳児が42人と最も多くなっています。

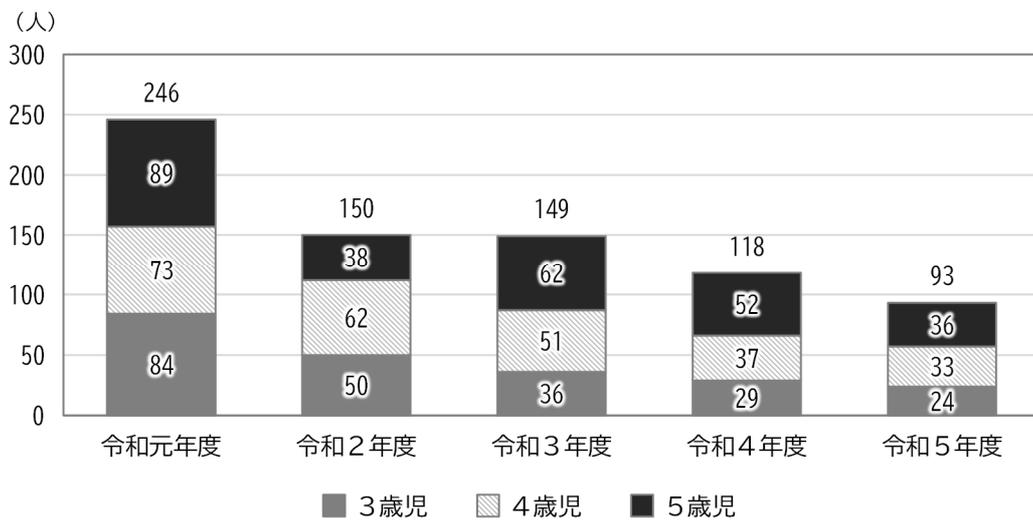
■年齢別公立幼稚園の在籍園児数の推移



資料：町資料（各年度4月1日現在）

年齢別私立幼稚園の在籍園児数の推移をみると、令和5年度では5歳児が36人と最も多くなっています。なお、令和2年度は私立幼稚園から認定こども園への移行があったため、園児数が減少しています。

■年齢別私立幼稚園の在籍園児数の推移

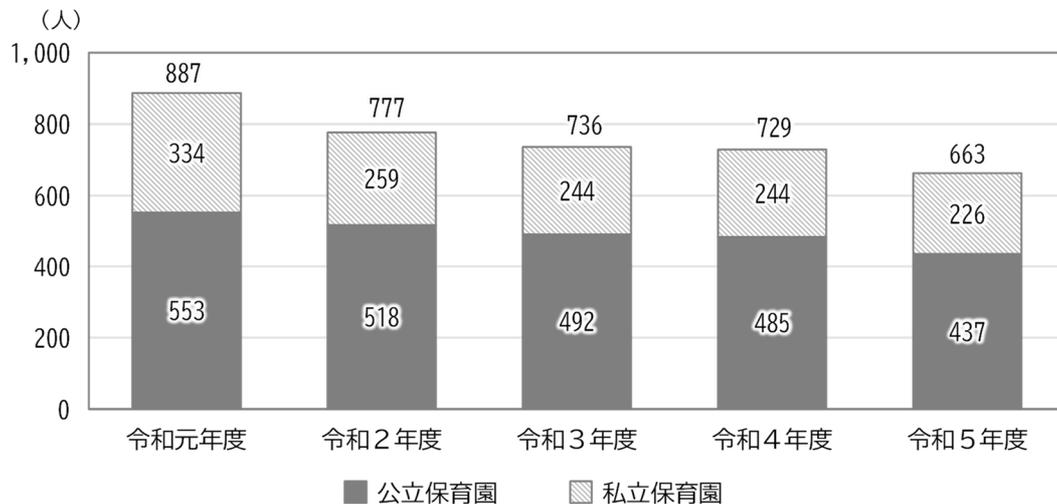


資料：町資料（各年度4月1日現在）

② 保育園の状況

保育園の在籍園児数の推移をみると、年々減少しており、令和5年度では663人となっています。

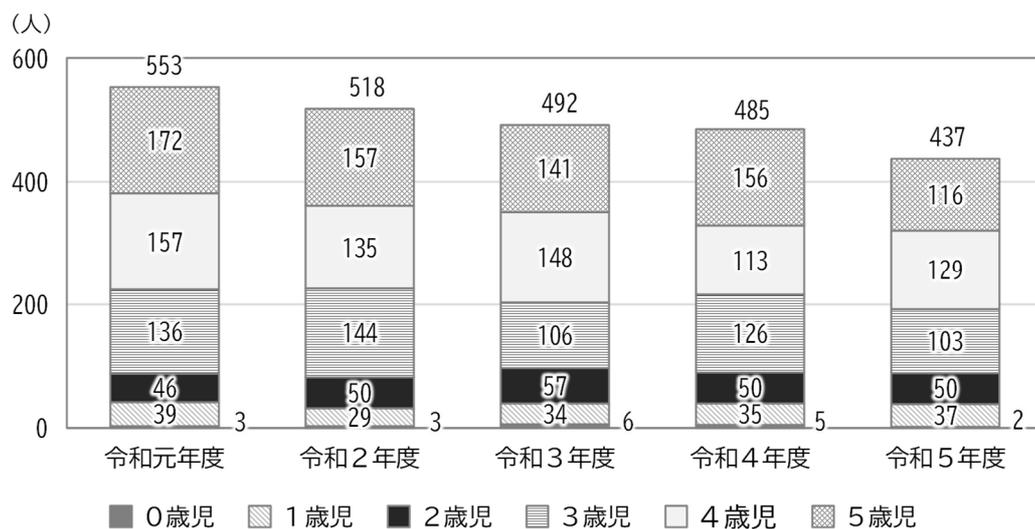
■保育園の在籍園児数の推移



資料：町資料（各年度4月1日現在）

年齢別公立保育園の在籍園児数の推移をみると、令和5年度では4歳児が129人と最も多くなっています。

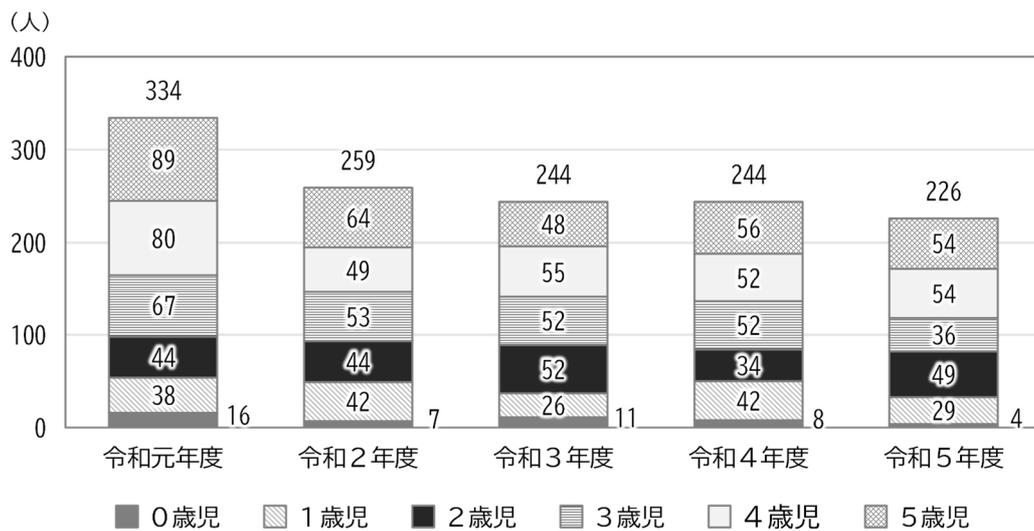
■年齢別公立保育園の在籍園児数の推移



資料：町資料（各年度4月1日現在）

年齢別私立保育園の在籍園児数の推移をみると、令和5年度では4歳児及び5歳児がともに54人と最も多くなっています。

■年齢別私立保育園の在籍園児数の推移

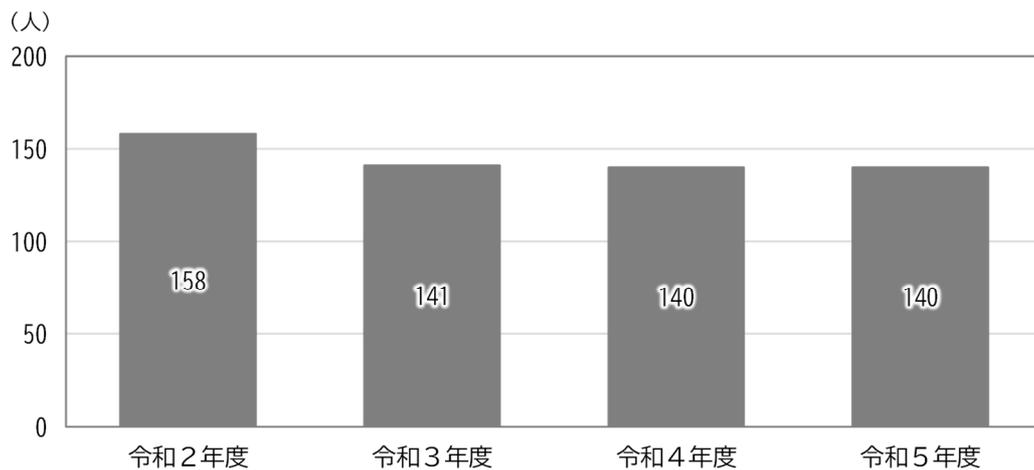


資料：町資料（各年度4月1日現在）

③ 認定こども園の状況

認定こども園の在籍園児数の推移をみると、同水準で推移しており、令和5年度は140人となっています。

■認定こども園の在籍園児数の推移



資料：町資料（各年度4月1日現在）

④ 待機児童数の推移

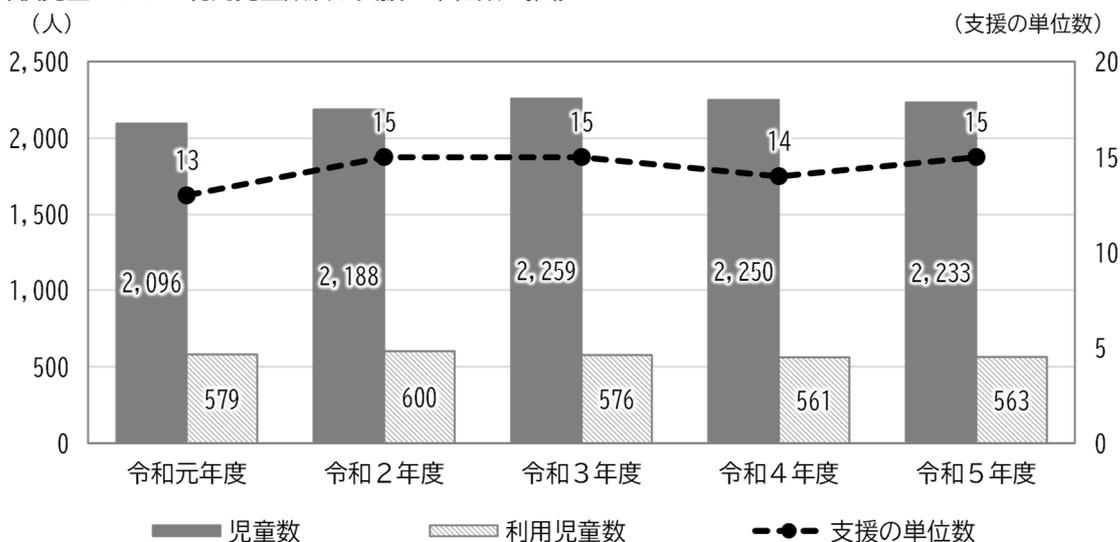
本町の待機児童はありません。

(5)放課後児童クラブの状況

① 放課後児童クラブの状況

放課後児童クラブの推移をみると、利用児童数はおおむね 560 人から 600 人で推移しています。令和5年度は、令和4年度と比べて児童数は減少していますが、利用児童数は増加しています。既存クラブの支援の単位数や放課後児童クラブの新設を行い、利用児童数の増加に対応しました。

■放課後児童クラブの利用児童数及び支援の単位数の推移



資料：町資料、住民基本台帳（各年度4月1日現在）

■クラブ別初登録児童数の推移

(単位：人)

施設	支援の単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
げんきッズ 東部	第1	43	38	36	40	39
	第2	39	21	36	36	36
	第3	45	42			
	第4	51	36	21		
	合計	178	137	93	76	75
げんきッズ 草木	第1	46	45	43	37	40
	第2	30	38	37	39	38
	合計	76	83	80	76	78
げんきッズ 英比	第1	38	37	41	46	37
	第2	42	36	43	46	39
	第3	38	36	38	39	38
	第4		36	42	38	37
	第5					36
	合計	118	145	164	169	187
げんきッズ 南部	第1	42	41	36	37	36
	第2	49	63	36	37	36
	第3			29	25	17
	合計	91	104	101	99	89
げんきッズ あゆみ	1組	58	42	43	46	40
	2組	58	47	52	49	49
	3組		42	43	46	45
	合計	116	131	138	141	134

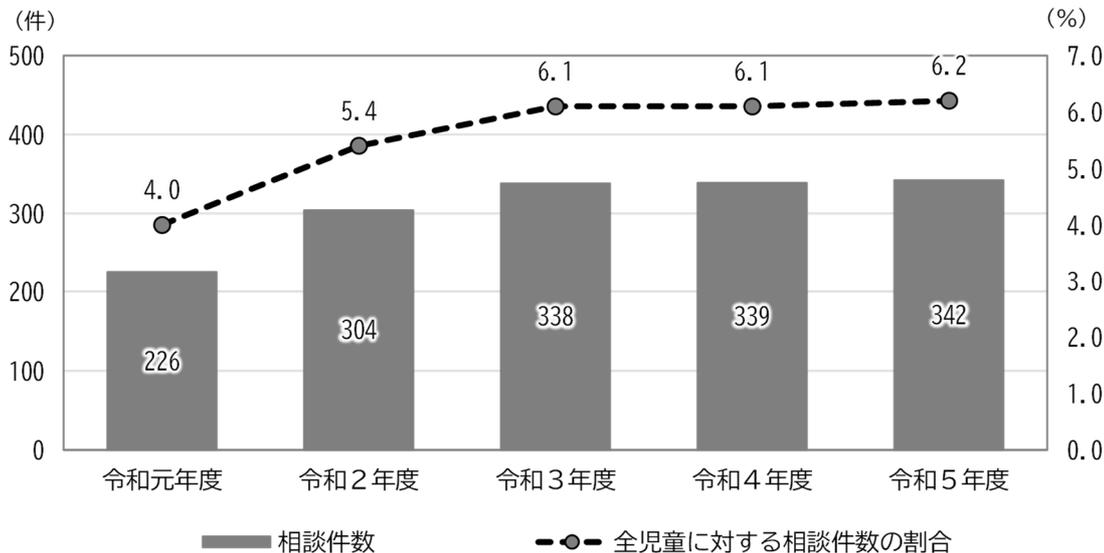
資料：町資料（各年度4月1日現在）

(6)その他の状況

① 児童虐待等相談件数の推移

児童虐待等相談件数の推移をみると、年々増加しており、令和5年度では342件となっています。

■児童虐待等相談件数の推移

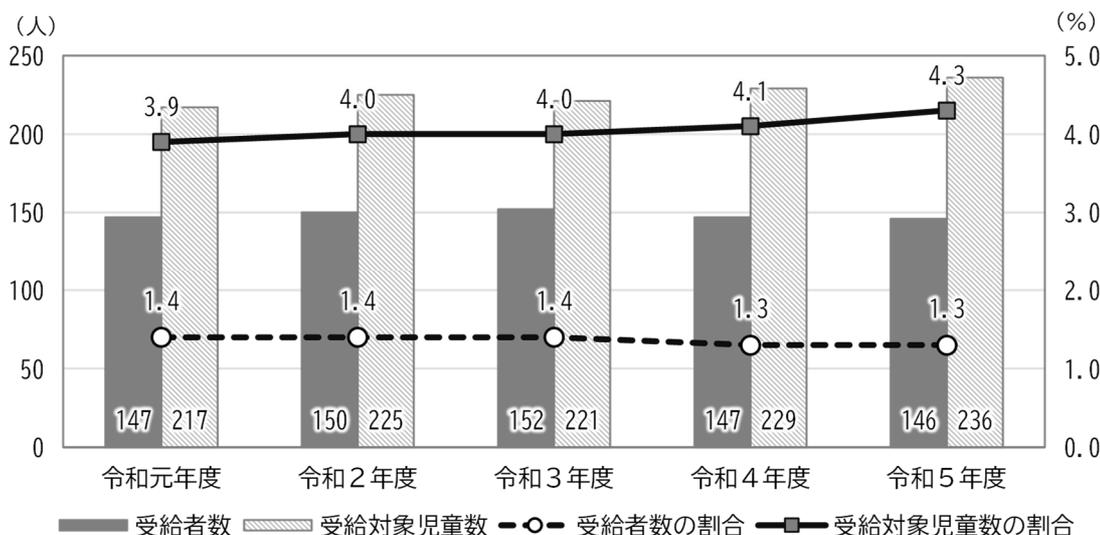


資料：町資料（各年度3月末時点）、住民基本台帳（各年度4月1日現在）

② 児童扶養手当受給者数の推移

児童扶養手当受給者数の推移をみると、受給対象児童数は増加しており、令和5年度には236人となっています。

■児童扶養手当受給者数の推移

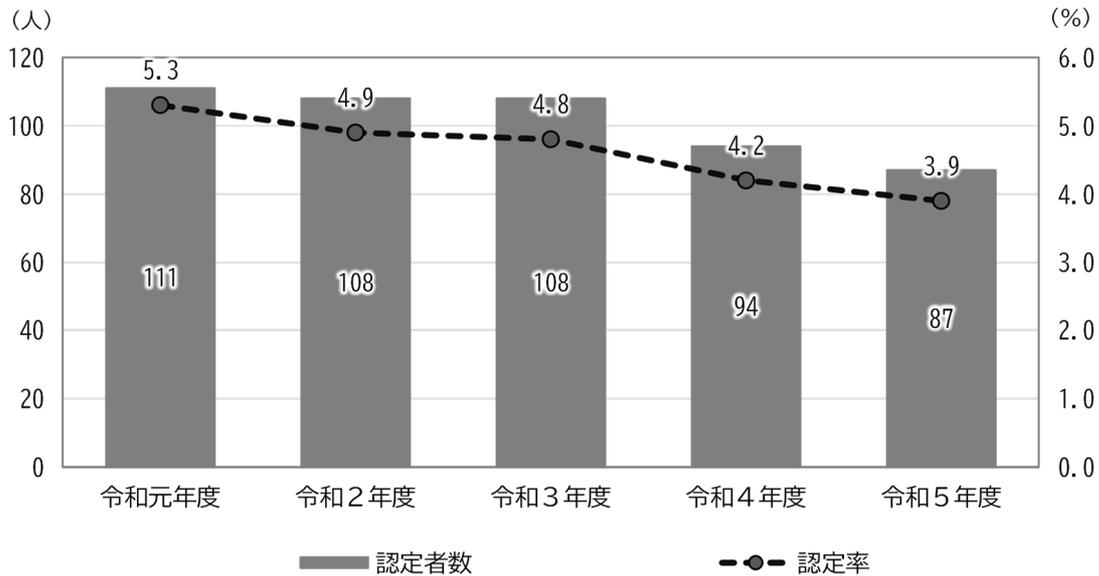


資料：町資料（各年度4月1時点）、住民基本台帳（各年度4月1日現在）

③ 就学援助認定者数（小学生）の推移

就学援助認定者数（小学生）の推移をみると、年々減少しており、令和5年度には87人となっています。

■就学援助認定者数（小学生）の推移

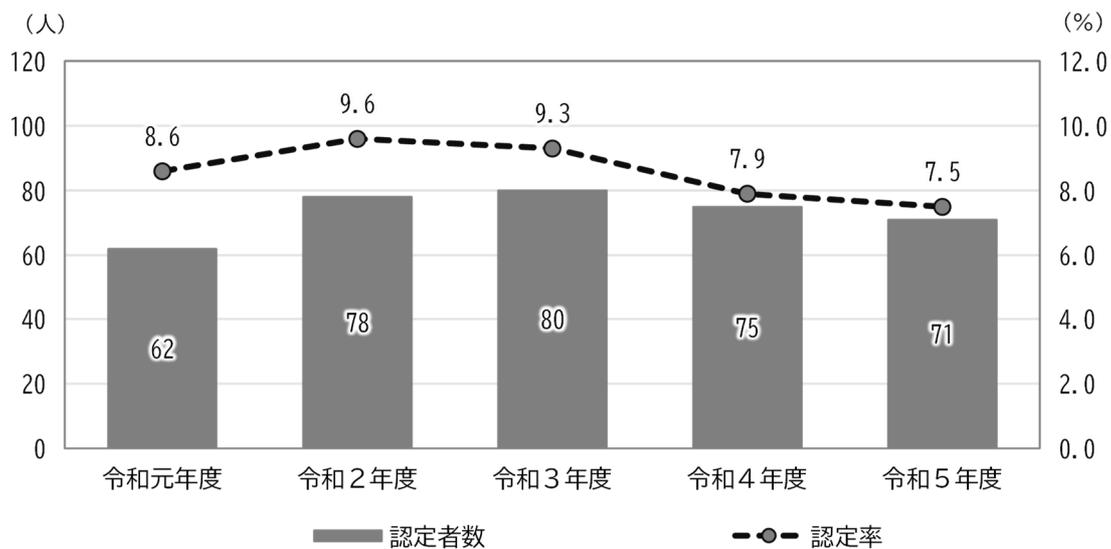


資料：町資料（各年度5月1日現在）

④ 就学援助認定者数（中学生）の推移

就学援助認定者（中学生）の推移をみると、令和3年度以降は減少しており、令和5年度は71人となっています。

■就学援助認定者数（中学生）の推移



資料：町資料（各年度5月1日現在）

⑤ 要保護児童・生徒数の推移

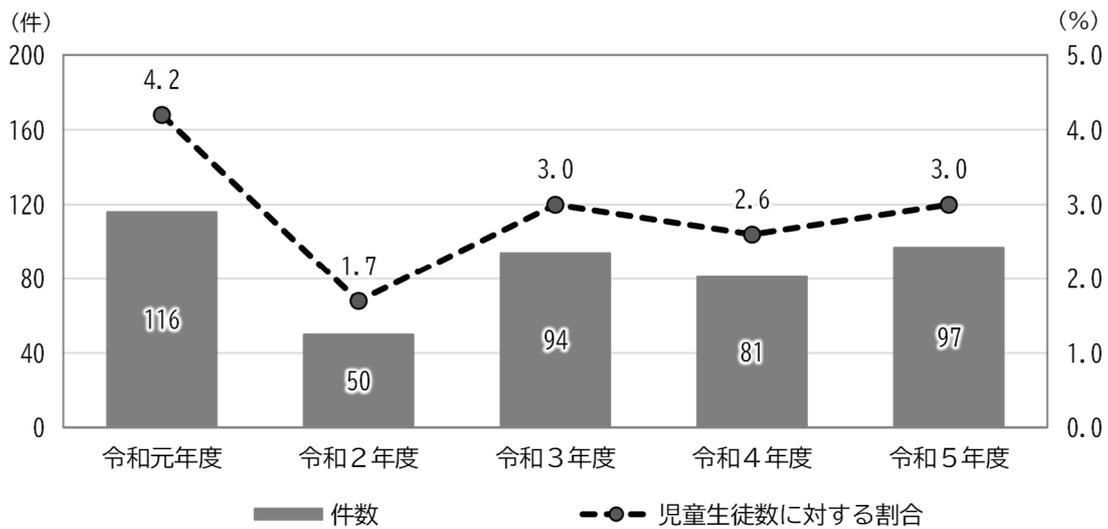
令和元年度から令和5年度の間は要保護児童・生徒はありません。

※ここでの「要保護児童・生徒」とは、生活保護法第6条第2項の規定による、保護を必要とする状態にある者の世帯に属する児童・生徒のことを指します。

⑥ いじめ認知件数の推移

いじめ認知件数の推移をみると、増減を繰り返しながら推移しています。令和5年度では、認知件数が97件、児童生徒に対する割合は3.0%となっています。

■いじめ認知件数の推移

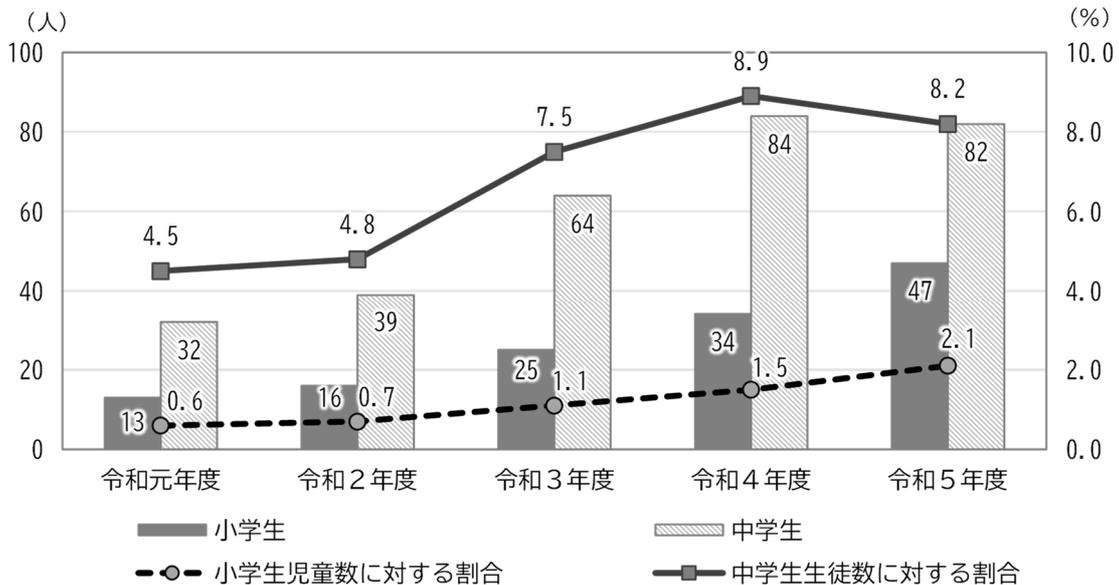


資料：町資料（各年度4月1日現在）

⑦ 不登校児童生徒数の推移

不登校児童生徒数の推移をみると、令和5年度の不登校児童生徒数は、小学生が47人、中学生が82人となっています。

■不登校児童生徒数の推移



資料：町資料（各年度4月1日現在）

2 アンケート調査結果からみえる現状

本町の保育ニーズや子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て家庭の生活実態、今後の要望・意見等の把握を目的にアンケート調査を実施しました。

① 調査対象

- 調査地域：阿久比町全域
- 調査対象：阿久比町内在住の就学前児童の保護者
阿久比町内在住の小学生児童の保護者
- 抽出方法：令和5年11月1日時点の住民基本台帳から、就学前児童1,000人、小学生児童500人の合計1,500人を抽出（調査対象の世帯内無作為抽出）

② 調査期間

- 調査期間：令和5年12月27日～令和6年1月15日

③ 回収状況

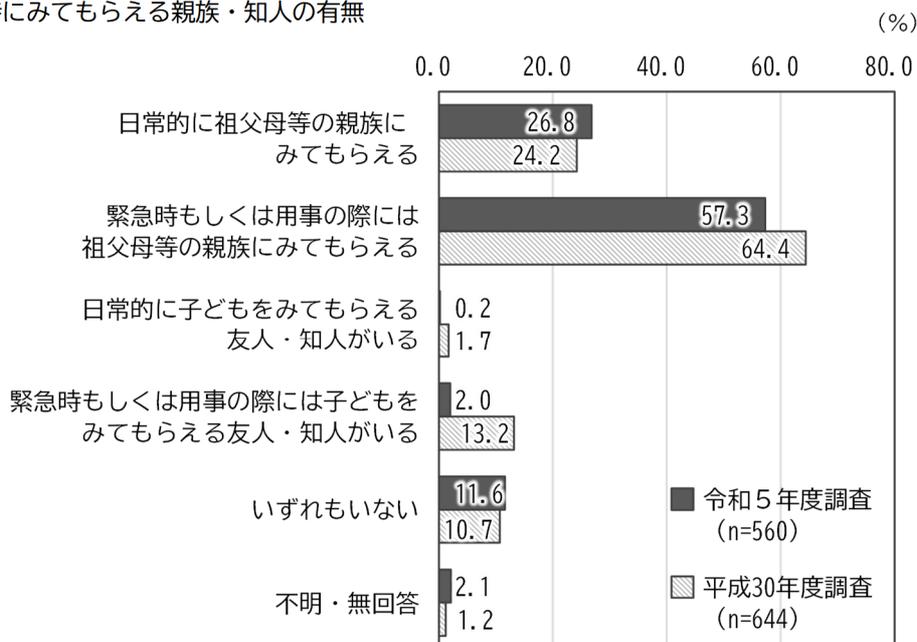
調査票	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
就学前児童の保護者	1,000	560	56.0%
紙面回答		346	34.6%
WEB回答		214	21.4%
小学生児童の保護者	500	307	61.4%
紙面回答		195	39.0%
WEB回答		112	22.4%
合計	1,500	867	57.8%

(1)子どもと家族の状況について[調査対象:就学前児童]

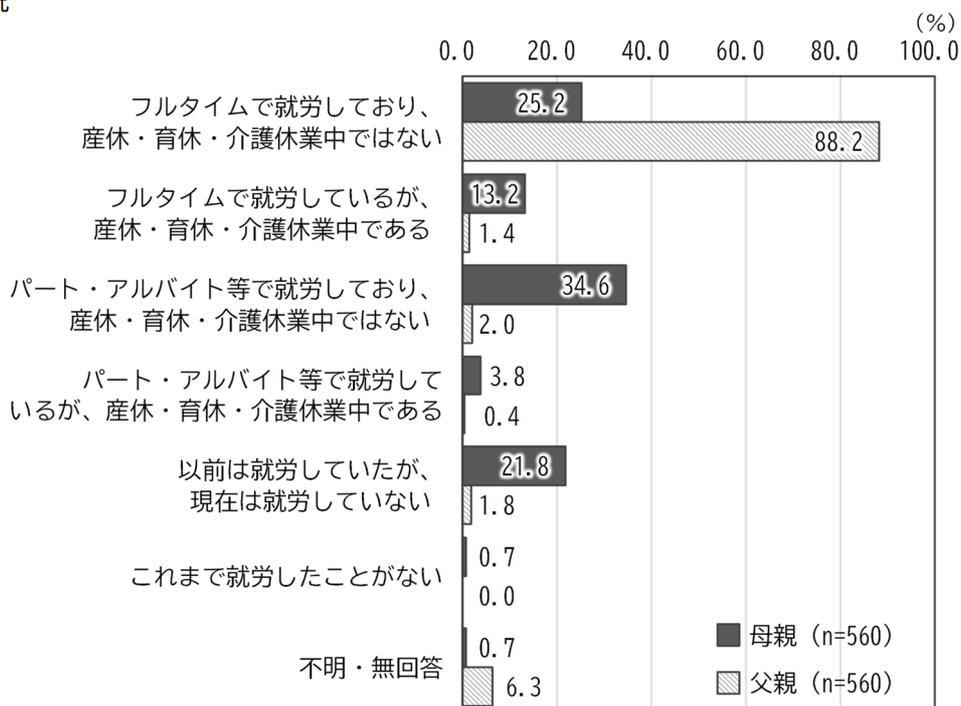
○日常的・緊急時にみてもらえる親族・知人の有無は、「いずれもない」が全体の約1割を占めており、孤独・孤立感を感じている保護者が一定数いると推測されます。

○親の就労状況では、父親は「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が全体の約9割と最も高く、母親は産休・育休・介護休業中を含めると全体の約8割がフルタイムまたはパート・アルバイト等で就労しています。

■日常的・緊急時にみてもらえる親族・知人の有無



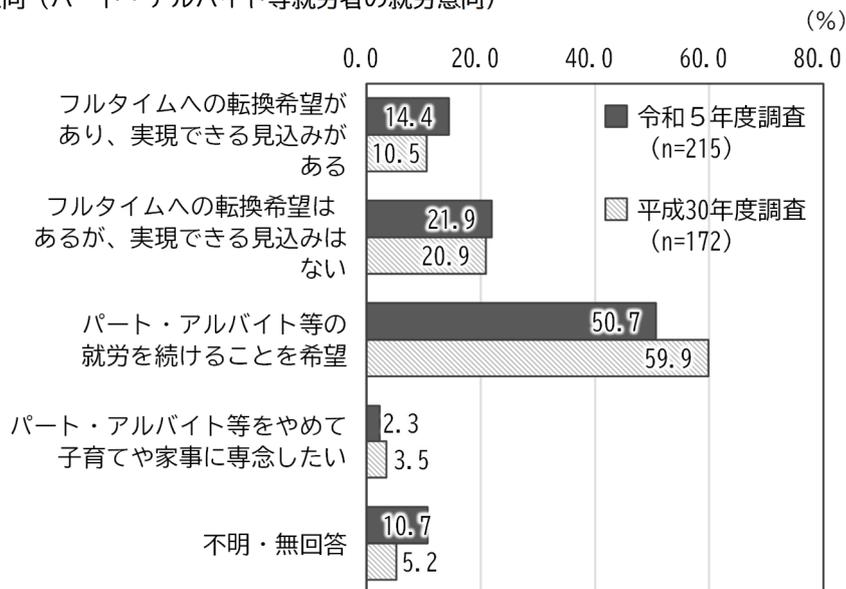
■親の就労状況



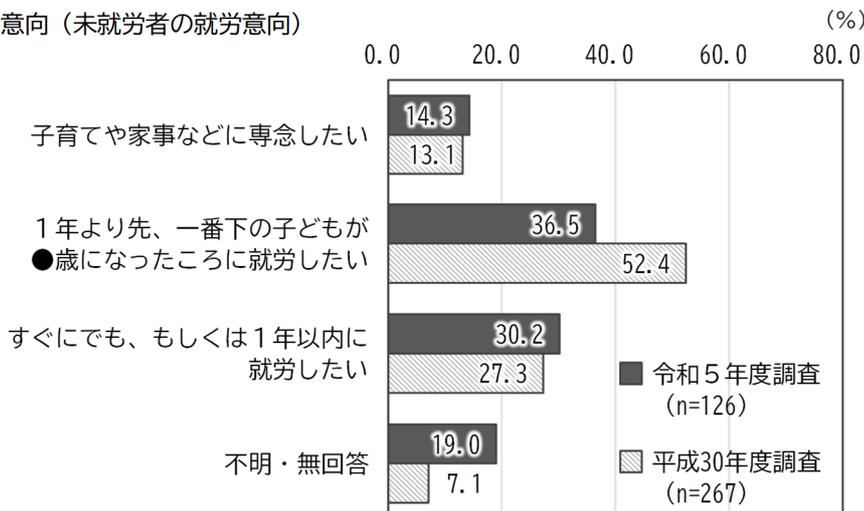
○パート・アルバイト等で就労している母親の就労意向は、「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」が平成30年度調査（以下、「前回調査」とする。）より9.2ポイント低くなっています。また、『フルタイムへの転換希望がある』（「フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」＋「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」）が前回調査より高くなっており、フルタイムへの転換を希望する傾向がうかがえます。

○就労していない母親の就労意向は、「1年より先、一番下の子どもが●歳になったところに就労したい」が前回調査より15.9ポイント低くなっています。「子育てや家事などに専念したい」「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」は前回調査よりそれぞれ高くなっています。

■母親の就労意向（パート・アルバイト等就労者の就労意向）



■母親の就労意向（未就労者の就労意向）



■「1年より先、一番下の子どもが●歳になったところに就労したい」と回答した方の希望する子どもの年齢

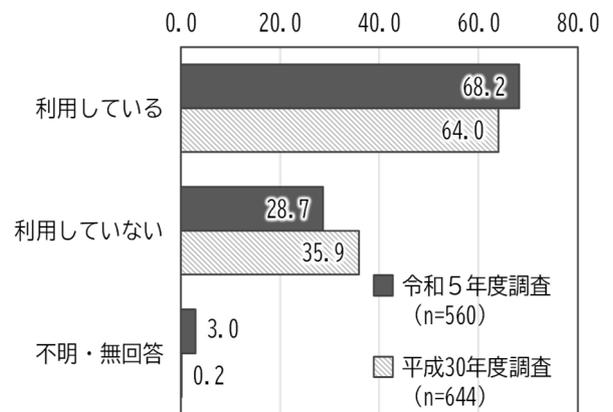
(令和5年度調査)

子どもの年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳以上	不明・無回答
n=46	0.0%	2.2%	13.0%	30.4%	8.7%	45.7%	0.0%

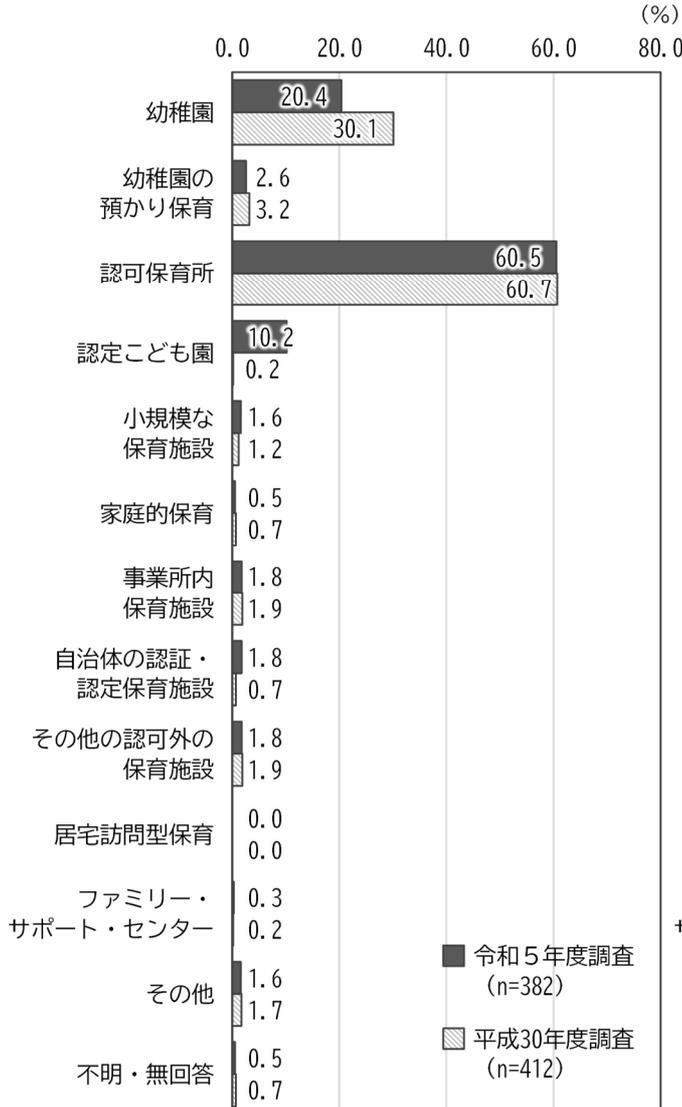
(2) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について[調査対象: 就学前児童]

- 平日の定期的な教育・保育事業の利用の有無は、「利用している」が全体の約7割となっており、前回調査より4.2ポイント高くなっています。
- 平日、定期的にご利用している教育・保育事業は、「認可保育所」が全体の約6割と最も高く、「幼稚園」が前回調査より9.7ポイント低くなり、「認定こども園」が10.0ポイント高くなっています。
- 平日、定期的にご利用したい教育・保育事業は、「認定こども園」が前回調査より4.9ポイント高くなっています。また、利用している教育・保育事業と比較すると「認定こども園」の利用希望が多いことがうかがえます。

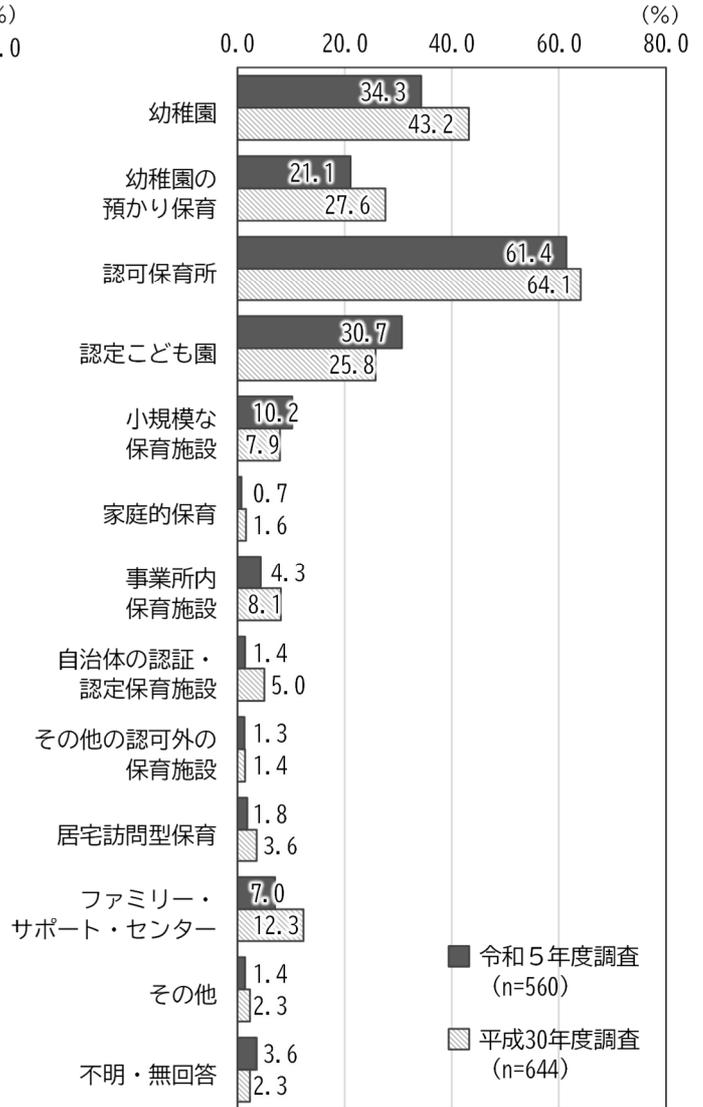
■平日の定期的な教育・保育事業の利用の有無 (%)



■平日、定期的にご利用している教育・保育事業(複数回答) (%)



■平日、定期的にご利用したい教育・保育事業(複数回答) (%)

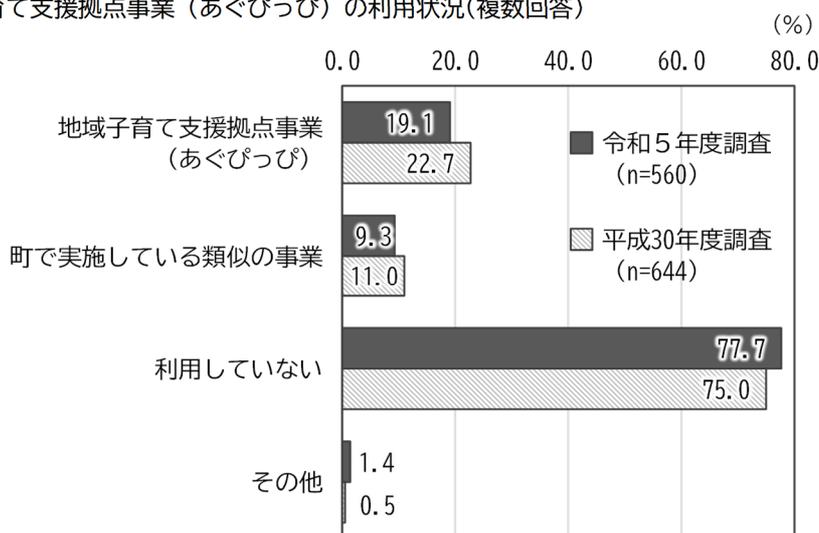


(3)地域の子育て支援事業の利用状況について[調査対象:就学前児童]

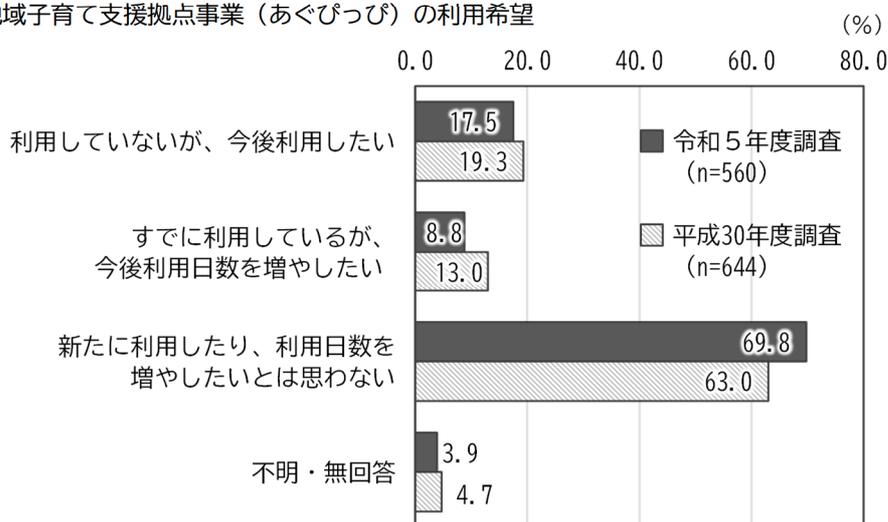
○地域子育て支援拠点事業（あぐびっぴ）の利用状況は、「利用していない」が前回調査より 2.7 ポイント高くなっています。

○地域子育て支援拠点事業（あぐびっぴ）の利用希望は、「利用していないが、今後利用したい」「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」がそれぞれ前回調査より低く、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が 6.8ポイント高くなっており、利用に消極的な傾向がうかがえます。

■地域子育て支援拠点事業（あぐびっぴ）の利用状況(複数回答) (%)



■地域子育て支援拠点事業（あぐびっぴ）の利用希望 (%)



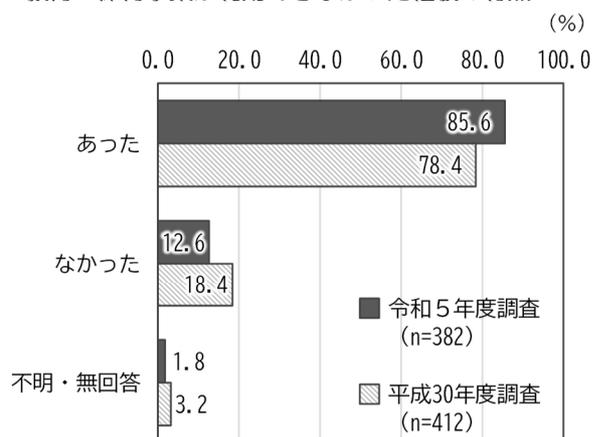
(4) 病気等の際の対応について[調査対象:就学前児童]

○子どもが病気やケガで通常の利用している教育・保育事業が利用できなかった経験は、「なかった」が前回調査より5.8ポイント低く、「あった」が7.2ポイント高くなっています。また、「あった」が全体の約9割となっており、多くの方に利用できなかった経験がありました。

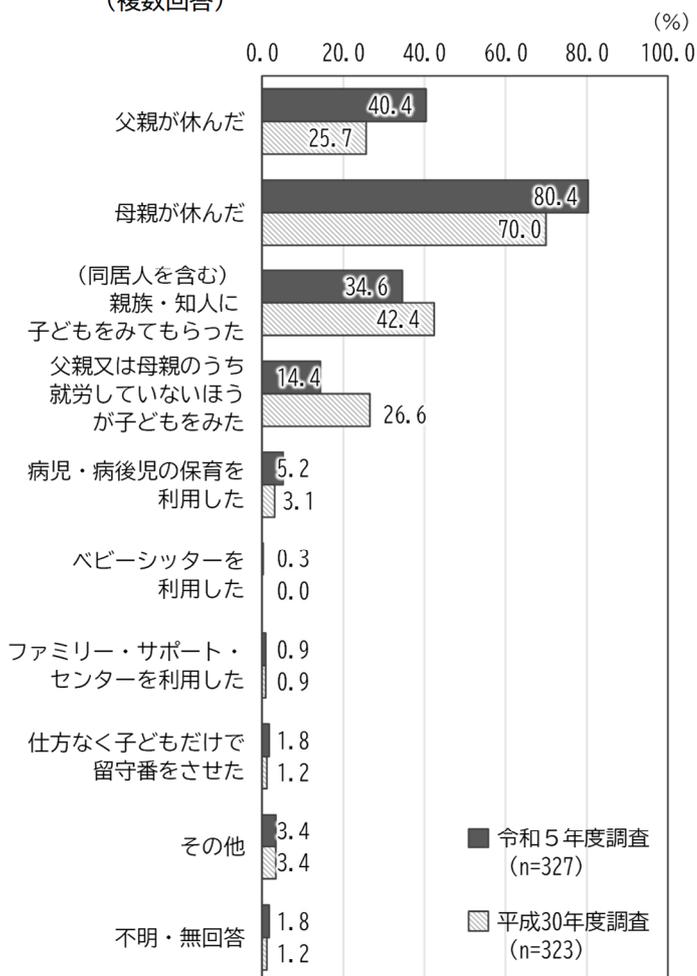
○子どもが病気やケガで通常の利用している教育・保育事業が利用できなかった場合の対応は、「父親が休んだ」「母親が休んだ」がそれぞれ前回調査より高くなっており、特に「父親が休んだ」は14.7ポイント高くなっています。一方で「(同居人を含む)親族・知人に子どもをみてもらった」は7.8ポイント低くなっています。

○子どもが病気やケガで通常の利用している教育・保育事業の利用ができなかった場合、父親または母親が休んで対応したと回答した方の病児・病後児のための保育施設等の利用希望は、前回調査より「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」が14.1ポイント低く、「利用したいとは思わない」が13.4ポイント高くなっており、利用希望の低下がうかがえます。

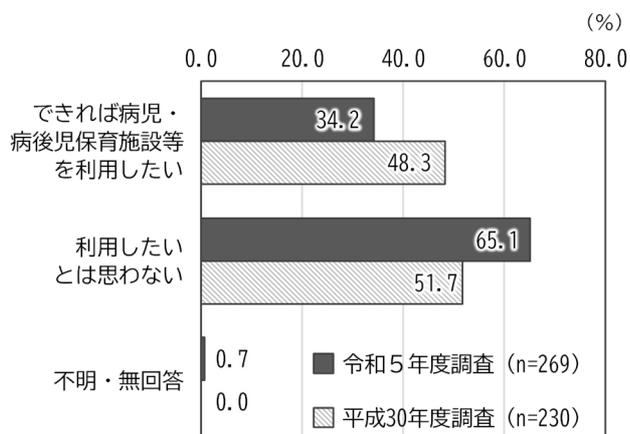
■子どもが病気やケガで通常の利用している教育・保育事業が利用できなかった経験の有無 (%)



■子どもが病気やケガで通常の利用している教育・保育事業が利用できなかった場合の対応 (複数回答) (%)



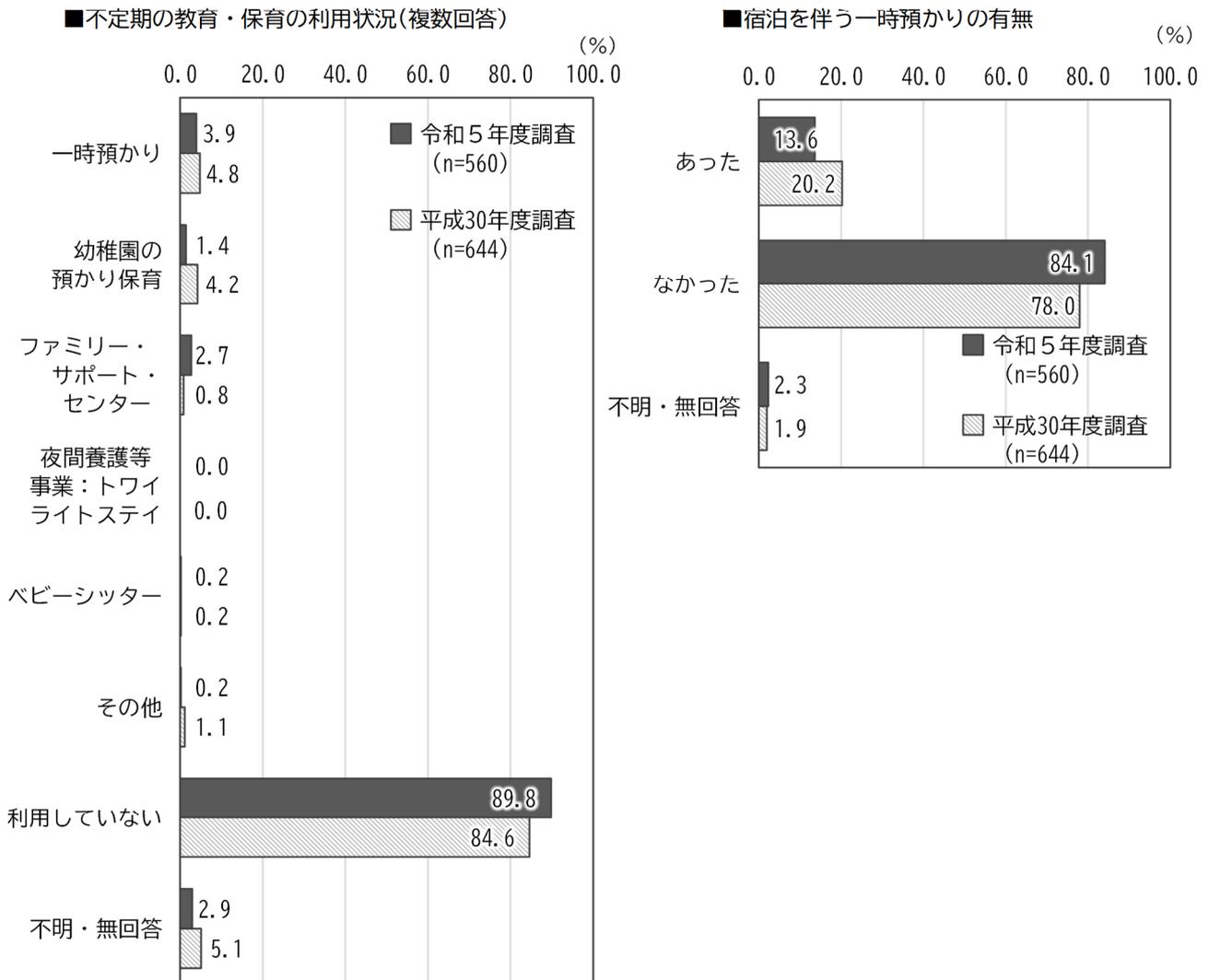
■病児・病後児のための保育施設等の利用希望 (%)



(5)一時預かり等の利用状況について[調査対象:就学前児童]

○不定期の教育・保育の利用状況は、「利用していない」が全体の約9割となっており、前回調査より5.2ポイント高くなっています。また、利用している事業が前回調査より軒並み低くなっているなかで「ファミリー・サポート・センター」は1.9ポイント高くなっています。

○宿泊を伴う一時預かりの有無は、「なかった」が前回調査より6.1ポイント高くなっています。



(6) 小学校就学後の過ごし方について

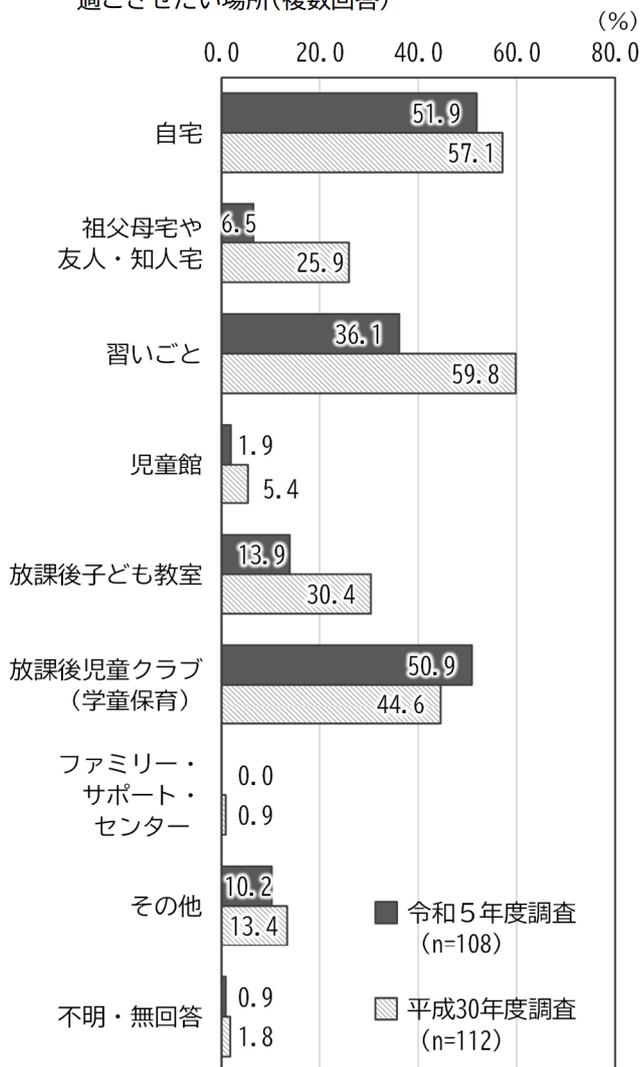
[調査対象: 就学前児童、お子さんが5歳以上の方のみ]

○放課後に過ごさせたい場所は、低学年・高学年ともに前回調査より「祖父母宅や友人・知人宅」「習いごと」が特に低くなっています。

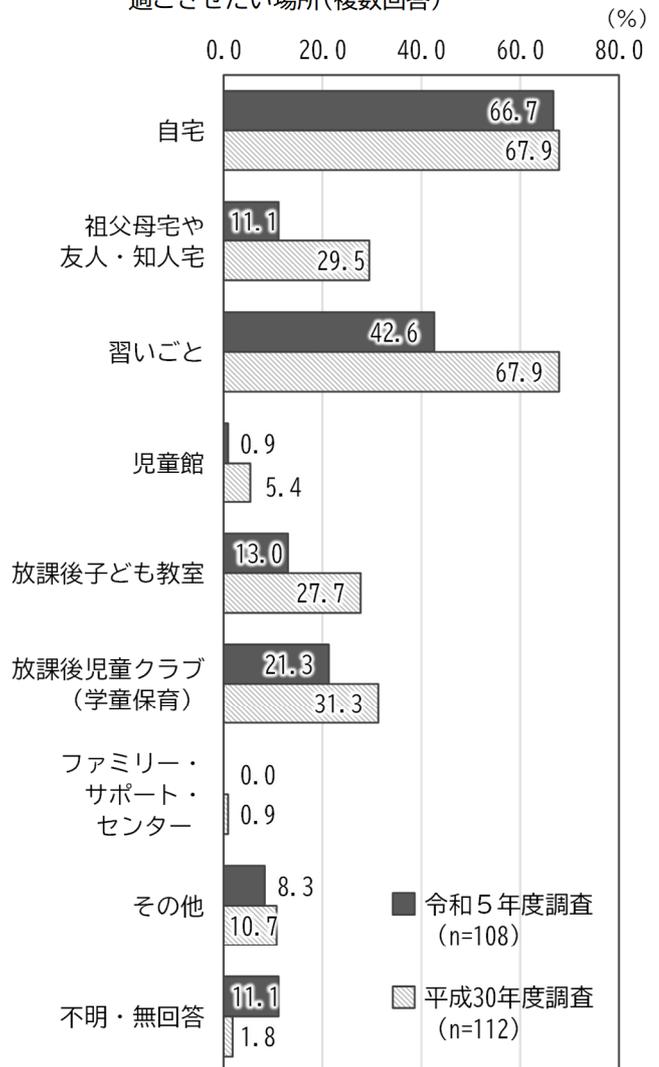
○低学年では「放課後児童クラブ（学童保育）」が前回調査より 6.3 ポイント高くなっています。「自宅」「放課後児童クラブ（学童保育）」ともに全体の約5割となっており、保護者にとっての過ごさせたい場所となっています。

○高学年では前回調査より各場所ともに低くなっているなか、「自宅」は前回調査と同様に全体の約7割と最も高く、変わらず多くの保護者にとっての過ごさせたい場所となっています。

■ 小学校就学後（低学年）の放課後に
過ごさせたい場所（複数回答）



■ 小学校就学後（高学年）の放課後に
過ごさせたい場所（複数回答）

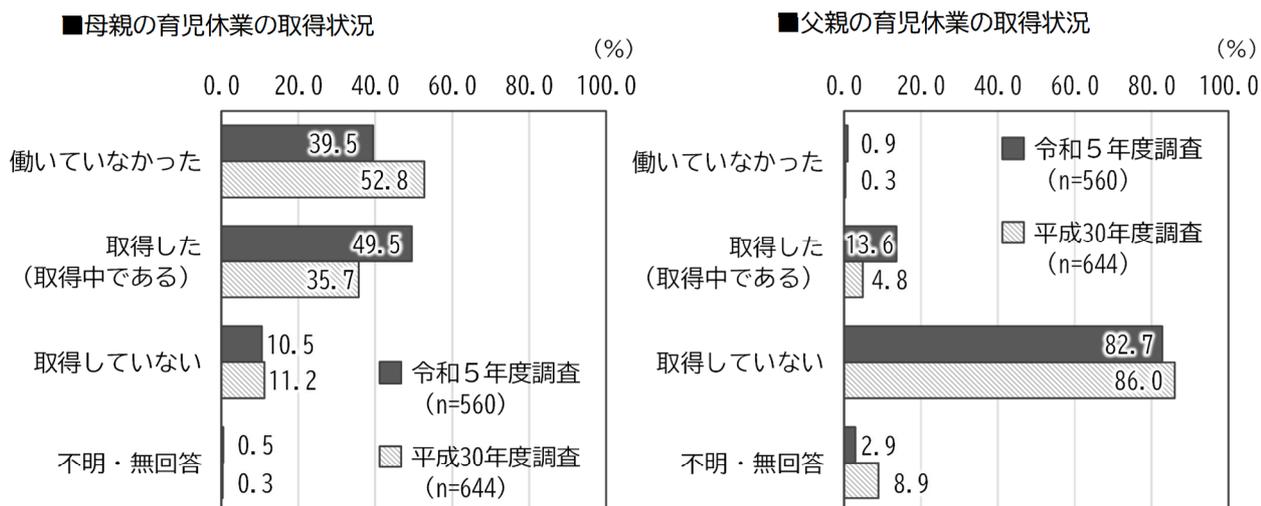


※「放課後子ども教室」…地域の方々の協力を得て、放課後や週末に小学校や公民館で学習・スポーツ・文化芸術等の体験をする取り組みです。保護者の就労の有無にかかわらず、すべての小学生が利用できます。（現在、阿久比町は未実施）

(7) 育児休業制度の利用状況について[調査対象:就学前児童]

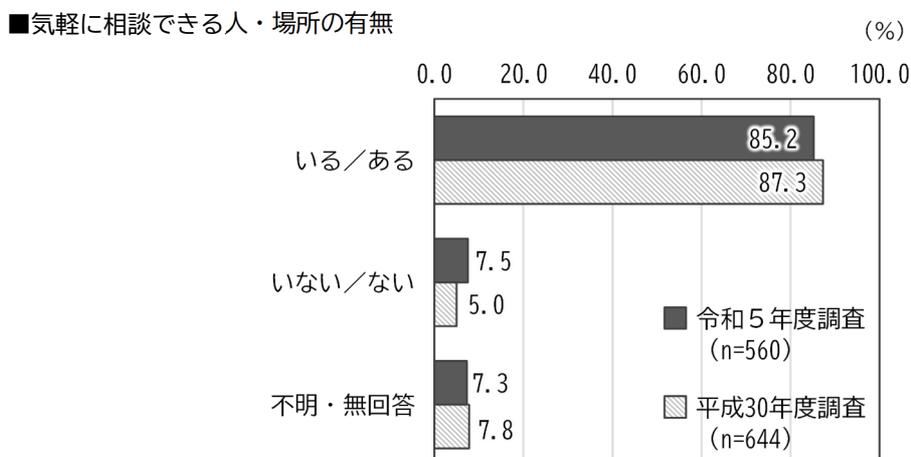
○母親の育児休業の取得状況は、「働いていなかった」が前回調査より 13.3 ポイント低く、「取得した」が 13.8 ポイント高くなっており、就労し、育児休業制度を利用した母親が増えたことがうかがえます。

○父親の育児休業の取得状況は、「取得した（取得中である）」が前回調査より 8.8 ポイント高くなっており、父親の育児休業の取得が進んでいることがうかがえます。



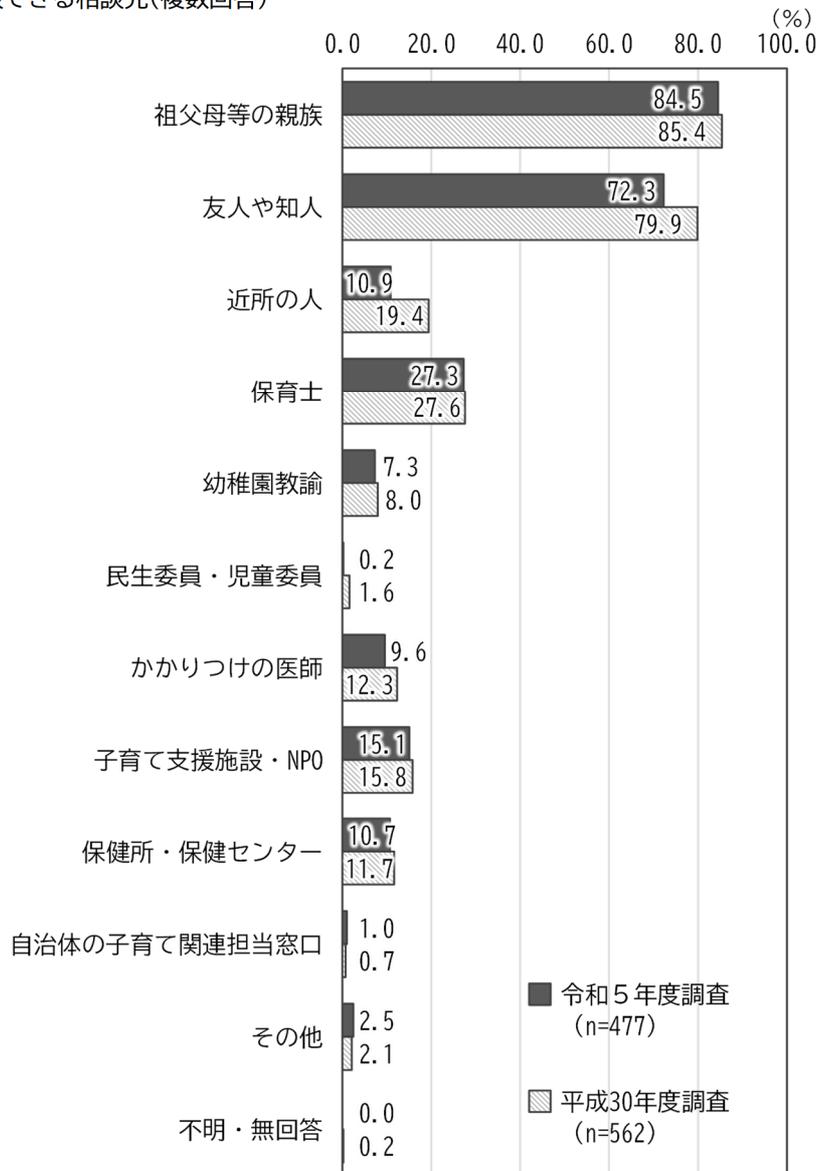
(8) 相談の状況について[調査対象:就学前児童]

○気軽に相談できる人・場所の有無は、「いる／ある」が全体の約9割となっている一方で、「いない／ない」が一定数いることから、相談できる場所がなく孤立している保護者も少なからず存在していることがうかがえます。



○気軽に相談できる相談先は、「友人や知人」「近所の人」が前回調査より8ポイント前後低くなっており、友人や知人、地域の人とのつながりの希薄化がうかがえます。

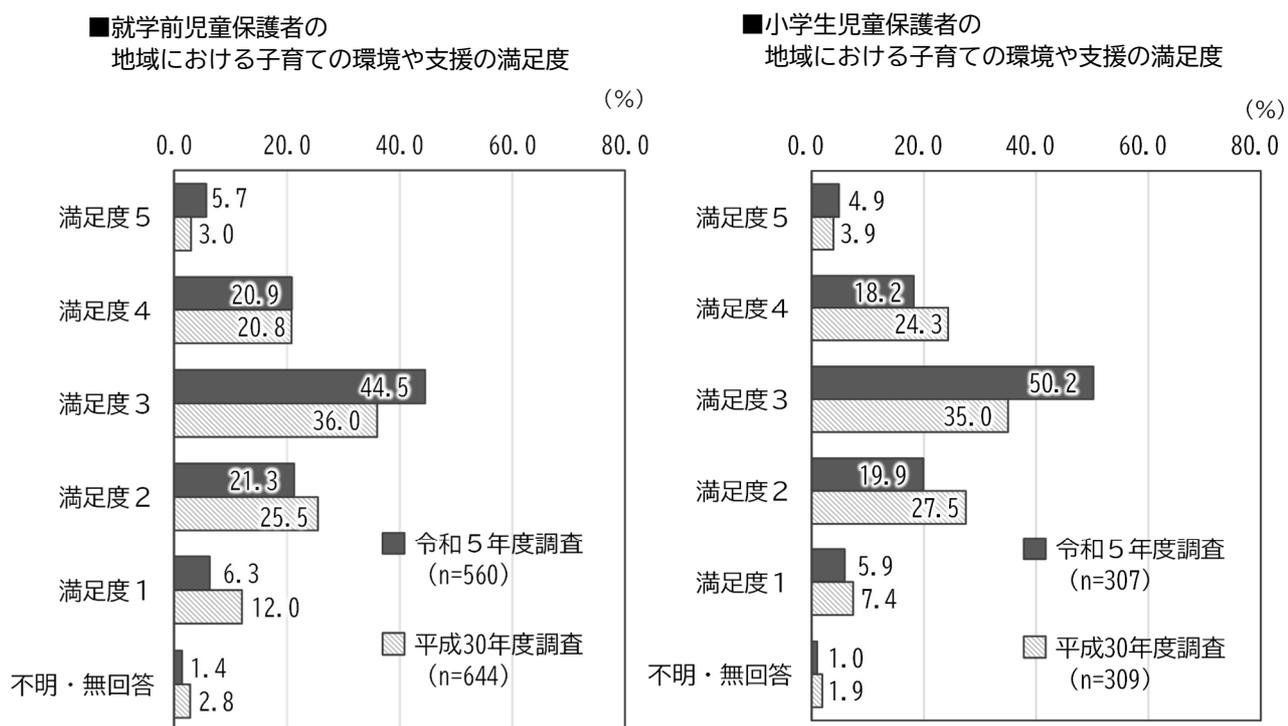
■気軽に相談できる相談先(複数回答)



(9)子育て全般について

○就学前児童保護者の地域における子育ての環境や支援の満足度は、「満足度3」が約4割と最も高くなっています。「満足度4・5」が前回調査より2.8ポイント高く、「満足度1・2」は9.9ポイント低くなっています。前回調査より満足度は高まった結果となりました。

○小学生児童保護者の地域における子育ての環境や支援の満足度は、「満足度3」が約5割と最も高くなっています。「満足度4・5」は前回調査より5.1ポイント低くなっています。また、「満足度1・2」についても前回調査より9.1ポイント低くなっており、「満足度3」の平均的な満足度が高まった結果となりました。



3 子ども・子育て支援事業計画(第2期)の評価

基本目標1 地域における切れ目のない子育ての支援

【実施状況】

- 子育て支援事業の実施、親同士の交流機会や相談事業の実施、産前産後の管理ができるアプリ等を利用し、子育て支援サービスの充実に努めました。
- 通常保育に加え、多様な保育需要に対応した保育サービスの提供体制を整備しました。
- 子育て支援ガイドブックの改訂、ホームページ等を活用した情報の提供、子育て支援ボランティアとの連携等、子育て支援のネットワークづくりを推進しました。
- 児童館の活用や学校施設の開放によるスポーツ活動の場の提供等、放課後の子どもの居場所づくりに努めるとともに、安全・安心な居場所となるよう関係機関と連携して町内パトロールを実施しました。

【課題】

- ファミリー・サポート・センター事業の援助会員や時間外保育の担当保育士の不足、子育てボランティアの高齢化、民生委員・児童委員等、支援者の人手不足の解消。
- 放課後子ども教室の実施検討。
- すくすく相談、ラポール相談等の相談窓口の一本化。
- 社明合同パトロールの時間帯等の効果的な方法の検討。

基本目標2 母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進

【実施状況】

- 妊娠期から乳幼児期において母子の健康が確保されるよう、各種健診や訪問指導、保健指導等を実施しました。また、妊婦に対する出産準備教育や相談支援に努めました。
- 乳幼児期から思春期までの発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供を行い、食事づくり等の体験活動や子ども参加型の取り組みにより、食育を推進しました。
- 思春期健康教育により健康問題の正しい知識の普及啓発や、思春期の子どもへの相談支援、喫煙や薬物に関する教育等の思春期保健対策を充実しました。
- 関係機関と連携した小児医療体制の整備や子ども医療費の助成等、小児医療の充実に努めました。

【課題】

- 積極的支援対象者が増加・複雑化したため、さらなる関係機関との連携強化。
- 母子健診通知のデジタル化に向けたアプリの普及・啓発。

基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

【実施状況】

- 子どもの生きる力を育成するために、基礎基本の定着や多様な体験活動、運動、文化活動の支援を行いました。また、幼保小中一貫プロジェクト等保育から中学校の連携や学校の施設整備等に努めました。
- 家庭や地域の教育力を高めるため、子育て講座等の家庭教育に関する学習機会の創出やイベントの開催、家庭教育の啓発活動、地域ボランティア活動への参加を促しました。
- 青少年健全育成活動の推進等、子どもの健全育成に向けた環境の整備に取り組みました。

【課題】

- スクールカウンセラーや教育相談員が不足しているため、適切な人員配置。
- 職場体験事業について、新たな枠組みによる体制づくり。
- 体力テストの結果から子どもの体力低下がみられ、体力向上のための取り組みが必要。

基本目標4 子ども・子育てにとって安全・安心な環境づくり

【実施状況】

- 宅地供給の促進や公園施設等の子どもが利用する施設の整備に努めました。
- 道路整備や交通安全教育、チャイルドシートの普及・啓発等、安心して外出できる環境の整備に努めました。
- 防犯・防災対策の推進や地域住民による見守り、パトロール等を実施し、安全・安心なまちづくりを推進しました。

【課題】

- 公園施設や道路において、効率的な改修・更新や転落防止柵の設置。
- 実際の災害発生時を想定した避難計画・危機管理マニュアルの見直し。
- 今後、災害が発生した場合に活用頻度が高いと思われる設備のバリアフリー化。

基本目標5 職業生活と家庭生活との両立の推進等

【実施状況】

- ハローワーク等関係機関との連携や仕事と子育て両立のための広報・啓発及び情報提供等、関係機関と連携しながら、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みを推進しました。
- 多様な働き方に対応した子育て支援の展開や男性の育児参加の促進等、仕事と子育ての両立のための基盤整備を行いました。

【課題】

- 担当課単独での事業実施が困難となり、関係課・関係機関等と連携し実施することが必要。

基本目標6 配慮を必要とする子ども・家庭への支援

【実施状況】

- 虐待に関する相談窓口の充実や虐待防止ネットワークの活用、いじめの未然防止と早期発見、不登校児童生徒への支援等虐待防止対策の充実に努めました。
- ひとり親家庭の生活安定と自立を支援するため、手当の支給や相談体制、親子関係を深める行事の開催等を実施しました。
- 障がいの早期発見・治療の促進や、障がいのある子どもの健全な発達のための支援の充実、障がいのある子どもの家族を応援する冊子の作成、配布等障がいのある子どもへの施策の充実に努めました。
- 貧困家庭への経済的支援や食糧支援を実施し、子どもの貧困対策を推進しました。

【課題】

- スクールソーシャルワーカーの増員。
- 発達支援ガイドの周知・啓発の強化。
- 学校と連携し、支援に係る事務作業の効率化を図ることが必要。

4 阿久比町の子ども・子育てを取り巻く現状と課題

(1)地域における切れ目のない子育ての支援

核家族化や女性の社会進出、地域・家庭内でのつながりの希薄化により、子育てにおける支援ニーズが多様化しています。

本町においても、核家族世帯の増加がみられます。年少人口は減少傾向にありますが、放課後児童クラブのニーズが高まっています。アンケート調査では、日頃、子どもをみてもらえる親族、知人が「いずれもない」と回答した割合が11.6%となっています。孤立する子育て家庭がないよう、切れ目のない支援や事業の整備が必要となります。

(2)母性並びに乳幼児等の健康の確保及び推進

乳幼児期は、基本的な生活習慣や人格形成の基礎が培われる重要な時期となります。近年では、朝食の欠食等食習慣の乱れや、思春期やせ等心身の健康に問題がある子どもの存在が問題視されています。また、親の育児疲れや育児不安への対応、心身的ストレスによる児童虐待の防止等も大きな課題となっています。

本町では、出生数は減少傾向にあるものの、出生率は国や県と比較すると高くなっています。また、アンケート調査では、気軽に相談できる人・場所の有無は、「いない/ない」と回答した割合が7.5%と、平成30年度調査と比べてやや高くなっています。

出生率が高い本町においては、引き続き健康診査や健康教室の開催等心身の健康への手厚いサポートとともに育児疲れや育児不安軽減のための相談体制の充実等が必要となります。

(3)子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

近年、教育現場におけるいじめや非行、校内暴力、不登校、ひきこもり等の問題が顕在化し、子どもの将来を見据えた教育環境の整備が重要視されています。

本町では、不登校児童生徒数が年々増加しており、いじめ認知件数は令和5年度で97件となっています。

子どもの社会性を養う教育環境の整備や子どもの人権を守るための取り組みが必要となります。

(4)子ども・子育てにとって安全・安心な環境づくり

子どもをねらった犯罪や、子どもが巻き込まれる事故等の発生により、地域における子どもの安全・安心への関心が高くなっています。

アンケート調査では、小学生保護者に聞いた子どもの居場所について、「インターネット空間」が放課後、休日ともに約20%となっています。

犯罪や事故を防ぐための環境整備や地域での見守り体制の構築、メディアリテラシー向上の取り組み等、子どもが犯罪や事故に巻き込まれない安全・安心な環境づくりが必要となります。

(5)職業生活と家庭生活との両立の推進等

女性の社会進出や働き方の多様化によりワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の取り組みが推進されています。

本町では、女性の労働力率の増加や、40～50歳代の子育てを終えた女性の労働力率が国や県と比較して高くなっています。

アンケート調査では、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」母親が25.2%、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」母親が34.6%となっています。また、「育児休業を取得していない」父親の取得していない理由としては、「仕事が忙しかった」が45.8%、「職場に育休を取りにくい雰囲気があった」が39.1%と高い結果となりました。

女性の労働力率が高くなっている反面、育児休業を取得せずに退職している女性が多い、育児休業を取得していない父親が多い等の観点から、ワーク・ライフ・バランスの取り組みの推進や共働き世帯が利用しやすい事業の整備等が必要となります。

(6)配慮を必要とする子ども・家庭への支援

児童虐待や貧困、ヤングケアラー等困難を抱える子どもが顕在化しています。

本町では、母子世帯が多く、父子世帯は増加傾向にあります。児童虐待等相談件数は年々増加しており、令和5年度には342件にのぼります。また、アンケート調査では、ヤングケアラーと思われる子どもの有無について、「いる」と回答した割合が、就学前児童保護者で6.1%、小学生保護者で7.8%という結果になりました。

児童虐待防止対策の充実やヤングケアラーへの支援、困難を抱える子ども・親への相談窓口の整備等、困難を抱える子ども・親へのきめ細かい取り組みの推進が必要となります。

第**3**章 計画の基本理念、基本目標

1 基本理念

本計画では、これからの本町を支える子どもたちの成長と子どもを取り巻く環境を支え、子どもたちの未来に夢と希望をもてるまちを目指して、子ども・子育て家庭や関係団体、行政全体で取り組むために以下の基本理念を定めます。

基本理念

夢ある阿久比
子どもたちの輝く未来に みんなでチャレンジ！

2 基本的な視点

本計画では、子どもや子育て家庭を支援するにあたって、以下の視点をもって取り組みを推進します。

(1)子どもの視点

子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限尊重されるように配慮します。そのために、子どもの視点に立ち、幼児期的人格形成を培う教育・保育は良質で適切な内容・水準のものになることを前提に、子どもの健やかな成長と発達が保障され、「児童の権利に関する条約」に定められている「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す取り組みを進めます。

(2)すべての子どもと家庭への支援の視点

すべての子どもと家庭への支援を実現するため、子育てと仕事の両立支援だけでなく、社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に関する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要です。

地域の実情を踏まえ、子どもの成長にとってより良い環境づくりのために身近な地域で子どもや子育て家庭を見守り、行政だけではなく地域全体で子育てを支援できるような仕組みづくりに取り組みます。

(3)親としての育ちの視点

教育・保育施設を利用する子育て家庭、在宅の子育て家庭を含むすべての子育て家庭及び子どもを対象として、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を質・量の両面にわたり充実します。そのために、保護者のニーズを把握し、保護者の気持ちを受け止め、寄り添いながら相談や適切な情報提供を行うこと、発達段階に応じた子どもとのかかわり方等に関する保護者の学びの支援を進めます。

3 基本目標

基本目標1 地域における切れ目のない子育ての支援

教育・保育施設を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含むすべての子ども及び子育て家庭を対象として、地域ぐるみの切れ目のない支援を行います。

また、核家族化や共働き家庭の増加等の社会状況の変化によって、保育ニーズは多様化しています。乳幼児期における保育サービスの充実や就学児童の放課後の居場所の充実を計画的に進めるとともに、地域や子育て支援を行う団体等と密接に連携、協力して、子どもの成長に応じた適切な支援が受けられる、子育てしやすい環境の整備を進めます。

基本目標2 子どもとその家族の健康の確保及び増進

安心して妊娠・出産を迎え、ゆとりをもって子育てができるよう、健康教室や訪問指導等、妊娠・出産・子育て期にわたる母子の健康づくりの充実や、子どもが急病の際に安心して受診できる医療体制の整備を進めます。

また、思春期の子どもについて心身の健康づくりへの支援を進めます。

基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

次代を担う子どもたちが、心身ともに健やかに成長できるよう、子どもが権利を持つ主体であるといった認識の下、家庭・地域・学校等と連携し、自ら学び考え行動する力や、社会の発展に主体的に貢献する力を育む教育環境づくりを進めます。

また、いじめ防止対策を含めた子どもの人権を守る取り組みや権利の周知・啓発、就学前の教育・保育、学校教育の充実を図ります。

基本目標4 子ども・子育てにとって安全・安心な環境づくり

子どもや子育て家庭が地域で快適に過ごすため、子育てに配慮した住環境の整備に取り組むとともに、子育て家庭が気軽に外出できるまちづくりや遊び場の整備等、環境づくりに取り組みます。

また、子どもの安全・安心を守るため、ハード面とソフト面の両面から交通安全対策や防犯・防災対策に取り組みます。

基本目標5 職業生活と家庭生活との両立の推進

子どもや子育て家庭の健やかな成長のため、安心して仕事と子育てを両立できる環境づくりを推進します。多様な保育サービスや放課後児童対策の充実を図るとともに、職場における仕事と子育てを両立するための環境づくりや、家庭における男性の家事・育児への参画促進等、「共働き・共育て」を推進します。

基本目標6 配慮を必要とする子ども・家庭への支援

すべての家庭が地域で安心して子育てができるよう、ひとり親家庭、生活困窮家庭、障がいのある子どもがいる家庭、児童虐待が疑われる家庭等、配慮が必要な子どもや保護者を対象に、関係機関等が連携を図りながら、子どもの特性や状況に合わせた継続的できめ細やかな支援を行います。

また、「子どもの貧困」についても、国が示す方向性等を踏まえながら、相談対応や教育の支援、経済的支援等、貧困の解消に向けた支援の充実を図ります。

4 施策の体系

■施策体系

基本目標	基本方針
1 地域における切れ目のない子育ての支援	(1) 地域における子育て支援サービスの充実
	(2) 教育・保育サービスの充実
	(3) 子育て支援ネットワークづくり
	(4) 子どもの放課後における安全・安心な居場所の充実
2 子どもとその家族の健康の確保及び増進	(1) 母子の健康確保
	(2) 「食育」の推進
	(3) 思春期保健対策の充実
	(4) 小児医療の充実
3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	(1) 未来を担う子どもの育成
	(2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校環境等の整備
	(3) 家庭や地域の教育力の向上
	(4) 子どもの健全育成に向けた環境の整備
4 子ども・子育てにとって安全・安心な環境づくり	(1) 良好な居住環境の確保
	(2) 安心して外出できる環境の整備
	(3) 防犯対策・防災対策の推進
5 職業生活と家庭生活との両立の推進	(1) 仕事と子育ての両立のための支援サービスの充実
	(2) 共働き・共育ての実現に向けた環境の整備
6 配慮を必要とする子ども・家庭への支援	(1) 児童虐待防止対策の充実
	(2) ひとり親家庭等の自立支援の推進
	(3) 障がい児施策の充実
	(4) 子どもの貧困対策の推進・ヤングケアラーへの対応

第4章 施策の展開

基本目標1 地域における切れ目のない子育ての支援

基本方針(1) 地域における子育て支援サービスの充実

核家族化、地域のつながりの希薄化が進むなか、子育て家庭の孤立化や負担感の増加を防ぐために継続的かつ専門的な相談支援や情報提供の充実が必要となります。

子育て支援事業に関する情報提供、相談及び助言を行うとともに、支援を必要とする保護者や子育て家庭に適切なサービス提供等が行われるよう体制を整備します。

主な取り組み

No.	事業名	事業概要	方向性	担当課
1	子育て相談事業	こども家庭センターを中心に、子育て相談の実施や子育て情報の提供を一本化し、切れ目のない継続的な支援につなげます。	改善	保健こども課
		なかよし広場（園開放）等を活用して、随時相談や情報提供を行います。	継続	保健こども課 児童保育課
		利用者支援事業として、こども家庭センターに子育て支援コーディネーターを配置し、相談、情報提供、助言等を行います。	継続	保健こども課
		地域子育て相談機関を整備し、子育て世帯や子どもが身近に相談することができる場の提供や子育て世帯に対する情報発信を行うとともに、必要に応じてこども家庭センター等の関係機関と連携を図ります。	新規	保健こども課
2	計画進捗状況等の公表	本計画の進捗を公表し、地域の実情に応じた支援、サービスの提供を行います。	継続	保健こども課
3	第三子以降の出産祝金の支給	三人目以降の子ども出産時に祝金 50,000 円を支給します。	継続	住民医療課
4	児童手当の支給	すべての子どもの育ちを支える基礎的な経済支援として、児童手当制度の周知を行い、受給者へ手当を支給します。	継続	児童保育課
5	こども家庭センター事業	こども家庭センターにおいて、すべての妊産婦、子育て家庭、子どもへ一体的に相談支援を行います。また、妊娠届から妊産婦支援、子育てや子どもに関する相談を受けて支援につなぐためのマネジメント（サポートプランの作成）等を担います。	改善	保健こども課
6	短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）、夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）	保護者の疾病や仕事等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、必要な保護を行います。	継続	保健こども課
7	子育て支援ガイドブックの作成	子育て支援情報を総合的にまとめた冊子を作成し、妊娠届出時等に配布することで町の支援情報を周知します。	継続	保健こども課
8	情報の電子化	阿久比町公式ホームページを活用して、子育て支援に関する分かりやすい情報提供に努めます。	継続	保健こども課 児童保育課
9	広報の活用	町広報及び町公式SNSを活用して、住民の子ども・子育てに対するさらなる意識啓発を図ります。	継続	保健こども課 児童保育課 企画広報課

※担当課名については令和7年4月1日現在のものになります（次ページ以降も同じ）。

基本方針(2) 教育・保育サービスの充実

幼児期までは、生涯にわたるウェルビーイングの基盤となる最も重要な時期とされており、幼児期の教育・保育は人格形成の基礎を培う重要な役割を担っています。子どもの幸せを第一に考えるとともに、保護者の生活実態及び意向を十分に踏まえてサービスの提供体制を整備することが必要です。

保育サービスの充実にあたっては、多様な保育需要に応じて、より利用しやすいサービス提供の仕組みづくりや保育士等の人材確保により質的・量的な充実を図ります。

主な取り組み

No.	事業名	事業概要	方向性	担当課
10	通常保育事業	引き続き、待機児童がないよう受入体制を整備します。	継続	児童保育課
11	時間外保育事業	保育所の一般保育時間外（8時前、16時以降）の保育ニーズに対応した保育事業を行います。	継続	児童保育課
12	一時預かり事業	保護者の疾病や冠婚葬祭、介護・育児疲れ解消等の理由により、児童の保育が困難になったときの一時預かり事業を行います。	継続	児童保育課
13	乳児保育事業	産前産後休業や育児休業終了後の就労に対応するため、0歳児からの保育事業を行います。	継続	児童保育課
14	障がい児保育事業	軽・中程度の集団保育が可能な障がいのある子どもを受け入れる保育事業を行います。	継続	児童保育課
15	病児・病後児保育事業	病院等の専用スペースにおいて、病気や病気回復期にある児童を一時的に預かり、子育てと仕事等の両立をサポートする事業を行います。	継続	児童保育課
16	保育所等の地域活動事業	保育所、幼稚園の有する専門機能を活用した世代間交流や異年齢児交流等の事業を行います。	継続	児童保育課
17	保育所、幼稚園、こども園の整備	施設の老朽化に伴う修繕や耐震性の向上を図るための整備を行います。	継続	児童保育課
		利用定員数の継続確保のため、新規保育士や臨時保育士を広く募集します。	継続	児童保育課
18	保育所保育料の減免	第三子及びひとり親家庭等の経済的負担軽減のため、規則に基づき保育料の減免を行います。	継続	児童保育課
19	民間保育所補助事業	民間保育所での人件費や整備費を助成することで保育の受け皿の整備を図ります。	継続	児童保育課

基本方針(3) 子育て支援ネットワークづくり

子育て家庭の孤立化を防ぐためには、親同士や地域との交流の充実や身近な地域において相談しやすい体制の整備が必要です。

子育て家庭の交流の場の設置やイベント等の開催を通じて、地域で子育て家庭を支える仕組みづくりを推進します。

主な取り組み

No.	事業名	事業概要	方向性	担当課
20	子育てサークル支援	子育てサークルの育成、支援を推進します。	継続	保健こども課
21	なかよし広場	各園において、定期的に未就園児と保護者を対象とした親同士の交流の場を設け、子育てに対する不安の解消を図ります。	継続	保健こども課 児童保育課
22	高齢者と子どもの交流イベント	保育所等において、いきいきクラブ等との連携による世代間交流を開催します。	継続	保健こども課 児童保育課
23	子育て支援ボランティア等との連携	地域で子育て支援を行っているボランティア、各団体との連携を促進し、地域支援の充実を図ります。	継続	保健こども課
24	赤ちゃんサロンの開催	乳児健診時等において、子どもを持つ保護者に対し、民生委員・児童委員の活動をPRし、身近な相談先である民生委員・児童委員の認知向上を図ります。	継続	保健こども課 ふくし課

基本方針(4) 子どもの放課後における安全・安心な居場所の充実

すべての子どもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験活動等を行うことができる放課後の居場所をつくることが重要です。

保護者や子育て家庭のニーズを踏まえて放課後児童健全育成事業を実施するとともに、児童館、公民館、学校等の社会資源や各種地域団体等が子育てに関する活動を行う場等を活用して、子どもが過ごせる居場所の拡充に努めます。

主な取り組み

No.	事業名	事業概要	方向性	担当課
25	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学1～6年生を対象に、放課後に適切な遊びや生活の場を与えて健全な育成を図ります。また、ニーズに合わせて柔軟に対応できるよう、体制整備、場所・人材の確保に努めます。	継続	児童保育課
		各学校と連携し、放課後子ども教室の実施に向けた方策を検討します。	改善	児童保育課 学校教育課

No.	事業名	事業概要	方向性	担当課
26	児童館活動	卯ノ山児童館を子どもの安全・安心な居場所として整備します。	継続	児童保育課
27	学校施設の開放	運動場や体育館等の学校施設において、休日及び夜間に子どものスポーツ活動の場として開放し、子どもの運動機会の向上を図ります。また、運用方法等を見直し、対象施設の増加に努めます。	継続	社会教育課
28	スポーツ教室の充実	スポーツ教室にて、子どもの心身ともに健康な体力づくりを推進します。また、体力づくりに効果的な内容の充実と対象者への周知に努めます。	改善	社会教育課
29	保育所・幼稚園の園庭開放	各保育所等にて、園庭を開放し、入所児童と地域児童との交流を促進します。	継続	児童保育課
30	青少年健全育成活動	青少年健全育成推進大会にて、青少年の意見発表を行い、大人と子どもの相互理解の促進を図ります。	継続	社会教育課
		町イベント実施時や町内の大型店舗等において、青少年健全育成の呼びかけを行い、地域全体の機運づくりを行います。	継続	社会教育課
		町内において「安全安心パトロール車」や町と団体が連携した社明合同パトロールを実施し、青少年の非行防止及び被害の未然防止に努めます。また、パトロールの時間帯変更等により効果的なパトロールを実施します。	継続	ふくし課 社会教育課
31	主任児童委員、民生委員・児童委員の連携	主任児童委員、民生委員・児童委員と連携し、ひきこもりや不登校児童生徒等に対する相談を行い、適切な支援につなげます。	継続	保健こども課 ふくし課 学校教育課

基本目標2 子どもとその家族の健康の確保及び増進

基本方針(1) 母子の健康確保

母子の健康づくりは子どもの安定した育ちに重要な要素です。

妊産婦や乳幼児等が安心して健康な生活ができるよう、各種健康診査や相談、必要な情報提供や産前・産後のサポート等、切れ目のない支援を行います。

また、妊娠期からの切れ目のない支援や子どもの各成長段階における健康診査、相談の場を通じ、母子の健康維持、増進を図るとともに、支援や配慮が必要な子どもと家族の早期発見、早期治療、療育につなげる取り組みを進めます。

主な取り組み

No.	事業名	事業概要	方向性	担当課
32	母子健康手帳の交付と妊婦指導	妊娠・出産・育児まで、一貫した健康状態等を記録する手帳の交付及び保健サービスの情報提供と妊婦指導を行います。	継続	保健こども課
33	母子手帳アプリ	町の子育て情報や健診情報の配信、予防接種のスケジュール管理、子どもの成長記録等の機能を有する母子手帳アプリの導入を促進します。	改善	保健こども課
34	ペア教室	妊産婦の栄養や運動等の指導及び父親の育児参加の促進を図ります。	継続	保健こども課
35	育児相談	乳幼児とその親を対象とした年齢別の子育て相談等を行います。	継続	保健こども課
36	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児がいる家庭を全戸訪問し、早期に養育状況を把握するとともに、必要な支援を提供します。	継続	保健こども課
37	産後ケア事業	出産後の母子の心と身体の回復を促し、安心して子育てできるようにサポートする事業で、産院で、助産師や看護師が母子のケア、授乳や育児の相談を行います。	新規	保健こども課
38	養育支援訪問指導	若年、ハイリスク等の妊産婦や乳児の養育に配慮が必要な家庭への訪問支援を行います。	継続	保健こども課
39	各種健康診査	妊産婦を対象とした医療機関における妊産婦健康診査を実施します。	継続	保健こども課
		1歳未満児を対象とした医療機関における乳児健康診査を実施します。	継続	保健こども課
		3か月から4か月の乳児を対象とした集団健康診査を実施します。	継続	保健こども課
		1歳6か月児を対象とした集団健康診査を実施します。	継続	保健こども課
40	親子遊び方教室	3歳児を対象とした集団健康診査を実施します。	継続	保健こども課
		乳幼児健康診査において、言葉の遅れ、多動、育児不安等のある親子に対する「親子遊び方教室」での育児指導及び相談を行います。	改善	保健こども課

No.	事業名	事業概要	方向性	担当課
41	各種歯科健診、相談	妊婦を対象とした医療機関における歯科健診、口腔衛生指導を実施します。	継続	保健こども課
		1歳児を対象に歯科衛生士による正しい歯の磨き方指導を行い、う蝕予防を図る集団歯科相談を実施します。	継続	保健こども課
		年齢別（1歳6か月児、2歳児、2歳6か月児、3歳児）に歯科医師による歯科健診及び歯科衛生士による歯垢テスト、ブラッシング指導、フッ素塗布等を行う集団歯科健診を実施します。	継続	保健こども課
		保育園児、幼稚園児と親を対象に行うむし歯予防の健康教育、ブラッシング指導を行います。	継続	保健こども課
42	歯科保健対策	全小学生を対象としたフッ素洗口を実施します。	継続	保健こども課
43	予防接種	「予防接種法」に基づき予防接種を行います。	継続	保健こども課
44	特例任意接種補助事業	長期にわたり療養を必要とする疾病にかかった等、特別な事情がある方への予防接種費用の補助を行います。	継続	保健こども課

基本方針(2)「食育」の推進

乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着は、健康な体づくりのみならず、豊かな人間性の形成・家族関係づくりにもつながります。

家庭、地域等と連携し、乳幼児期から思春期までの発達段階に応じた食育を推進します。

また、学校教育においては、授業や給食を通じて食に関する知識、意識の向上を図ります。

主な取り組み

No.	事業名	事業概要	方向性	担当課
45	食育計画の推進	食育推進委員会を開催し、食育に関する意見交換、計画の進捗管理を図ります。また、農業まつりや元気な家族農園の利用等の農業体験について、農業団体と連携しながら、生産者と消費者の交流を図ります。	改善	産業観光課
46	食育事業	保健センターにおいて、幼児と親を対象とした「わくわく♪モグモグ教室」を実施します。	継続	保健こども課
		保健センターにおいて、小学生と親を対象とした「親子料理教室」を実施します。	継続	保健こども課
47	食に関する教室	学校において、栄養教諭と担任による食に関する指導を行います。	継続	学校教育課
48	健やかな体の育成	給食と授業を通して、栄養の知識や食の大切さを指導します。	継続	学校教育課
		学校給食センター「AGUMOGU」と連携し、地産地消を推進しながら食育を実施します。	継続	学校教育課

基本方針(3) 思春期保健対策の充実

思春期は、性的な成熟が始まり、それに伴い心身の変化等が大きくなる時期であり、心と身体の悩みや不安を抱える子どもへの支援が必要です。

学校と連携し、思春期における健康問題等の正しい知識の普及啓発に努めます。

また、思春期の子どもを持つ親を対象とした、学童期・思春期における心の問題に係る相談体制の充実を図ります。

主な取り組み

No.	事業名	事業概要	方向性	担当課
49	思春期健康教育	思春期の健康問題についての正しい知識を啓発・普及します。	継続	保健こども課
50	子ども総合支援センターでの支援	思春期の子ども及びその親を対象にスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の連携による相談、支援を実施します。また、支援が十分に行き届くよう適切な人員配置を検討します。	充実	保健こども課 学校教育課

基本方針(4) 小児医療の充実

安心して子どもを産み、健やかに育てるためには、小児医療体制の充実・確保が重要です。

県、近隣の市町及び関係機関との連携を強化し、小児救急医療の充実を図ります。

主な取り組み

No.	事業名	事業概要	方向性	担当課
51	小児救急医療体制整備	医師会等との連携による小児救急医療体制を充実します。	継続	保健こども課
52	かかりつけ医確保の啓発	継続的な医療が可能なかかりつけ医の確保の必要性を啓発します。	継続	保健こども課
53	子ども医療費の助成	18歳の年度末まで、通院、入院医療費の自己負担分を支給します。	充実	住民医療課

基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

基本方針(1) 未来を担う子どもの育成

未来を担う子どもが明るい将来を描くためには、仕事について考える機会や子どもとふれあう体験が重要です。

中学生、高校生等に対し、職業等をはじめとした社会生活に関する学びや体験の機会の充実を推進します。

主な取り組み

No.	事業名	事業概要	方向性	担当課
54	職場体験事業	中学校期における様々な職場での体験活動を推進します。また、問題解決型の授業による望ましい勤労観、職業観を育む活動等が実施できるよう方法を検討します。	充実	学校教育課
55	社会生活のための講習会	中学生を対象に、社会人講話を実施し、社会生活における各分野での能力発揮を図ります。	継続	学校教育課
56	ボランティア保育体験	保育所において、中学生・高校生を対象に保育体験を実施します。	継続	児童保育課

基本方針(2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校環境等の整備

子どもたちが個性豊かに生きる力を伸ばすことができるよう、学校環境等の整備が重要です。

学校等における多様なスポーツ・文化芸術環境を整備し、体験機会を確保します。

また、阿久比町幼保小中一貫教育プロジェクトの推進を通じて、連続性、一貫性のある教育支援を行います。

主な取り組み

No.	事業名	事業概要	方向性	担当課
57	基礎を理解する指導計画の改善・充実	各小学校と連携して、指導方法の工夫・改善を行います。	改善	学校教育課
58	英語指導助手（ALT）の活用	全小中学校へ英語指導助手（ALT）を派遣します。また、幼保小中一貫教育の取り組み内容と連動させ、各教育段階での一貫した英語教育を行います。	改善	学校教育課
59	多様な体験活動の機会の確保	自然に親しみを持ち、情操や社会性を醸成する体験活動を推進します。	継続	学校教育課
60	外部人材の活用等社会人活用事業	小中学校の活性化を図るため、外部人材を積極的に活用します。	継続	学校教育課
		子どもを対象とした農業体験事業を行います。	継続	学校教育課
		地域の資源や人材を活用し、地域での交流活動を推進します。また、コミュニティ・スクールと連携し、活動の充実を図ります。	継続	学校教育課

No.	事業名	事業概要	方向性	担当課
61	教育相談体制の整備	学校教育指導員の電話による相談や児童生徒の家庭への訪問を行います。	継続	学校教育課
		スクールカウンセラーや学校相談員、スクールソーシャルワーカーと連携し、学校との情報交換を行います。	継続	学校教育課
		スクールカウンセラーを配置し、相談しやすい環境を整備します。また、情報共有の時間を設けることで適切な相談対応、支援へつなげます。	充実	学校教育課
62	芸術鑑賞会	音楽鑑賞会等芸術鑑賞会を実施します。	継続	学校教育課
63	体育授業の充実	「あいち体育のページ」を活用し、子どもの体力向上を図ります。また、幼保小中一貫教育プロジェクトや子どもの体力向上運動プログラムに沿った体育授業を実施します。	充実	学校教育課
64	運動部活動の支援	部活動の地域移行に合わせて柔軟に対応できるよう体制を整備します。	改善	学校教育課 社会教育課
65	いじめの未然防止と早期発見	いじめ防止基本方針を基に児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう学校、家庭、地域が連携して対応します。	継続	学校教育課
66	不登校児童生徒への支援	教育支援センター「こすもす」の設置による児童生徒の安心できる「心の居場所」をつくります。また、指導教室の拡大、指導員の確保に努めます。	充実	学校教育課
		スクールソーシャルワーカーを増員し、関係機関と連携を図り、社会的自立支援を推進します。	充実	学校教育課
67	学校評価	コミュニティ・スクール制度を導入し、より開かれた学校運営を推進します。	充実	学校教育課
		P T Aによる学校評価についての研究を推進します。	継続	学校教育課
68	学校施設の整備	施設維持のための改修事業の実施や、児童生徒数減少を見据えた施設の減築や集約化を検討します。	改善	学校教育課
69	安全な学校づくり	関係機関と連携した不審者対策を行います。	継続	学校教育課
		避難計画・危機管理マニュアルを見直し、地震、火事等の災害に備えます。	継続	学校教育課
70	保育所、幼稚園、こども園、小学校の連携	保育所や幼稚園、こども園から小学校への円滑な移行のための連携強化を行います。	継続	児童保育課 学校教育課
		保育、授業参観及び情報交換等交流の機会を増やします。	継続	児童保育課 学校教育課
		保育所と幼稚園、こども園の人事交流を行います。	継続	児童保育課

基本方針(3) 家庭や地域の教育力の向上

学校・家庭・地域がそれぞれの役割や責任を自覚しながら、子どもの育ちを支援していくことが重要です。

地域全体で子どもを育む機運づくりや家庭における教育力向上のための支援の充実を図ります。

主な取り組み

No.	事業名	事業概要	方向性	担当課
71	保育所、幼稚園、こども園、小学校の連携	利用者のニーズを把握し、保育所、幼稚園、こども園、小学校と連携した子育て講座の実施を検討します。	改善	児童保育課 学校教育課
72	子育て家庭教育に関する学習機会	PaPaMaMa 育ちあいスペースを実施します。	継続	保健こども課
		乳幼児期家庭教育講演会を実施します。	継続	保健こども課
		子育て講座を開催します。	継続	保健こども課
		ファミリー月間を実施します。	継続	保健こども課
73	学校施設開放	子どものスポーツ活動の場として休日・夜間に学校施設開放を促進します。	継続	社会教育課
74	親子で参加できるイベント	凧あげ大会を実施します。	継続	社会教育課
		家族のふれあいを深めることを目的とした音楽会を実施します。	継続	社会教育課
75	子育て支援センター親子行事	あぐびっぴ運動会を実施します。	継続	保健こども課
		子育て支援センター季節の行事を開催します。	継続	保健こども課
76	子ども会等地域活動	地域や関係機関等の協力による地域活動を促進します。	継続	社会福祉協議会
77	図書館活動	読書指導グループぶんぶんによる「おはなし会」「お楽しみ会」等を実施します。	継続	社会教育課
78	土曜学習の実施	地域の協力を得て各小学校区の特徴を生かした学習を実施します。	継続	学校教育課
79	家庭教育啓発活動	児童生徒のボランティア・体験活動の報告や児童生徒向けのイベント案内等を掲載した家庭教育広報紙「あっとほーむ」を発行します。	継続	社会教育課
		家族のふれあいを深める一環として、「心のうた」の作品を募集します。	継続	社会教育課

基本方針(4) 子どもの健全育成に向けた環境の整備

近年、子どもの健やかな成長を阻害する事項が増加しており、地域で子どもを見守る体制が必要です。

関係機関・団体や PTA、ボランティア等の地域住民と連携・協力しながら子どもが健やかに心身ともに成長していくことができるよう支援します。

主な取り組み

No.	事業名	事業概要	方向性	担当課
80	青少年健全育成活動	阿久比高校生と協力し、名鉄阿久比駅周辺等の環境美化運動を実施します。	継続	社会教育課
		青少年の非行・被害防止に取り組む県民運動、学校周辺クリーン活動を推進します。	改善	社会教育課
		青少年健全育成地区推進員が地域で青少年に悪影響を与えるような事項の調査を行います。	継続	社会教育課
81	主任児童委員、民生委員・児童委員との連携	主任児童委員、民生委員・児童委員と連携し、ひきこもりや不登校児童生徒等に対する相談、支援を行います。	継続	ふくし課 学校教育課
82	健康教育、保健指導	半田保健所等関係機関・団体との連携による性教育等指導を充実します。	継続	学校教育課

基本目標4 子ども・子育てにとって安全・安心な環境づくり

基本方針(1) 良好な居住環境の確保

子育て家庭が安心して子育てをするためには、子育てしやすい生活環境の整備が必要です。

子育て家庭が暮らしやすい安全・安心な住環境づくりや利用しやすい公園・広場づくりを進めます。

主な取り組み

No.	事業名	事業概要	方向性	担当課
83	宅地供給の促進	区画整理事業を推進します。	継続	まちづくり推進課
		市街化区域内の宅地化の促進と民間の秩序ある宅地開発を誘導します。	継続	まちづくり推進課
84	公園施設等の整備	「愛知県安全なまちづくり条例」に基づき整備します。	継続	まちづくり推進課
		公園遊具等の定期的な点検及び修理をします。	継続	まちづくり推進課
		公園灯の整備、管理をします。	継続	まちづくり推進課
85	ちびっこ広場の整備助成	地域にあるちびっこ広場の整備に対して補助を行います。	継続	児童保育課
86	住宅への地震対策	民間木造住宅耐震無料診断を実施します。	継続	まちづくり推進課
		民間木造住宅耐震改修等を補助します。	継続	まちづくり推進課
87	住宅への風水害対策	住宅等かさ上げ工事を補助します。	改善	まちづくり推進課

基本方針(2) 安心して外出できる環境の整備

子ども及び子育て家庭が安全・安心に外出できるようにするためには、交通事故防止対策等が求められます。

安心・安全に利用できる施設、歩道の整備や関係機関、団体等と連携した総合的な事故防止対策を推進します。

主な取り組み

No.	事業名	事業概要	方向性	担当課
88	地域の道路整備	道路、歩道を整備します。	継続	建設課

No.	事業名	事業概要	方向性	担当課
89	交通安全施設の整備	通学路整備、交差点改良整備、道路照明灯設置を行います。	継続	学校教育課 建設課
		防護柵、道路反射鏡を設置します。	継続	学校教育課 建設課
		住民からの信号や横断歩道の設置要望をまとめ、警察へ橋渡しをします。	継続	防災交通課
90	交通安全教育	保育所、幼稚園、こども園、小学校での交通安全教室を開催します。また、園、学校からのニーズに合わせ、保護者向けの交通安全教室の開催を検討します。	継続	防災交通課
91	交通安全広報活動	ちびっ子警察官による啓発活動を実施します。	継続	防災交通課
		宮津団地交通少年団の活動を推進します。	継続	防災交通課
		子どもを交通事故の被害から守るための情報提供を行います。	継続	防災交通課
92	交通安全指導	児童生徒の交通安全のため、登下校の時間帯に主要交差点での交通指導を実施します。各小学校の児童数を鑑み、交通指導員の増員等適切な人員配置を行います。	継続	防災交通課
93	チャイルドシートの普及、啓発	チャイルドシートの正しい使用法及び普及に関する広報による情報提供を行います。	改善	防災交通課
94	公共施設のバリアフリー化	地区公民館、老人憩いの家等の公共施設の自動ドア、スロープ等を整備します。	継続	保健こども課 児童保育課 ふくし課 学校教育課 社会教育課
95	愛知県「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」に基づく整備	ベビーシート・多目的トイレの設置、広いスペースの確保及びおむつ交換台、授乳スペースを確保します。	継続	保健こども課 児童保育課 ふくし課 学校教育課 社会教育課

基本方針(3) 防犯対策・防災対策の推進

子どもの安全を確保するためには、子育て家庭を含むすべての住民の防犯・防災に対する意識の向上や地域における防犯・防災対策が重要です。

地域住民による見守りやパトロール、災害情報の迅速な提供体制や子育て関連施設における連絡体制の充実等、地域の防犯・防災体制を強化します。

主な取り組み

No.	事業名	事業概要	方向性	担当課
96	防犯対策	防犯カメラの設置及び維持管理を行います。	継続	防災交通課
		防犯灯の設置及び維持管理を行います。	継続	防災交通課
		各小学校に1台ずつ「安全・安心パトロールカー」を配備し、地域と関係機関が連携した防犯パトロール活動を実施します。また、パトロール時の安全運転について啓発します。	継続	防災交通課
97	防災対策 (ハード対策)	避難場所の整備を行います。	継続	防災交通課
		ブルーシート等災害時の非常用備蓄品を確保・充実します。	継続	防災交通課
		防災マップを発行します。	継続	防災交通課
		防火水槽、消火栓設置を推進します。	継続	防災交通課
98	防災対策 (ソフト対策)	全地区を対象とした防災訓練を実施します。	継続	防災交通課
		自主防災会組織の育成・強化を行います。	継続	防災交通課
		登録制メール「あんしん防災ねっと」・防災行政アプリ「アグナビ」の普及啓発を行います。	継続	防災交通課
		地震体験車「なまず号」による体験学習を行います。	継続	防災交通課
		女性消防団員による年長児対象の防火教室を開催します。	継続	防災交通課
99	青少年健全育成活動	半田警察署等関係機関と連携した青少年の非行・被害防止に取り組む県民運動、学校周辺クリーン活動を推進します。	継続	社会教育課
		子どもを犯罪の被害から守るため、青少年健全育成地区推進員と連携し、青少年健全育成活動を推進します。	継続	社会教育課
100	児童への安全教育	保育所等で不審者対策訓練と防災訓練を実施します。	継続	児童保育課
		幼児・児童の保護者を対象とした安全教室を開催します。	継続	児童保育課 学校教育課

基本目標5 職業生活と家庭生活との両立の推進

基本方針(1) 仕事と子育ての両立のための支援サービスの充実

子どもを持つ保護者が、キャリア等をあきらめず充実した子育てができるよう、仕事と子育ての両立を図ることが重要です。

共働き家庭等の多様なニーズに対応できるよう柔軟な保育サービスの提供を行います。

主な取り組み

No.	事業名	事業概要	方向性	担当課
101	ファミリー・サポート・センター事業	子育てを手助けしてほしい人（依頼会員）と子育ての協力をしていただけの人（援助会員）が会員となって、お互いに助け合う会員組織の事業を行います。また、広報等で両会員数の増加を図り、依頼に十分に対応できるよう充実を図ります。	充実	保健こども課
102	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学1～6年までの児童を対象に、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を与えて健全な育成を図ります。また、ニーズに合わせて柔軟に対応できるよう、体制整備、場所・人材の確保に努めます。	継続	児童保育課
103	通常保育事業	引き続き、待機児童がないよう受入体制を整備します。	継続	児童保育課
104	時間外保育事業	保育所の一般保育時間外（8時前、16時以降）の保育ニーズに対応した保育事業を行います。	継続	児童保育課
105	一時預かり保育事業	保護者の疾病や冠婚葬祭、介護・育児疲れ解消等の理由により、児童の保育が困難になったときの一時預かり事業を行います。	継続	児童保育課
106	乳児保育事業	産前産後休業や育児休業終了後の就労に対応するための0歳児からの保育事業を行います。	継続	児童保育課
107	障がい児保育事業	軽・中程度の集団保育が可能な障がいのある子どもを受け入れた保育事業を行います。	継続	児童保育課
108	病児・病後児保育事業	病院等の専用スペースにおいて、病気や病気回復期にある児童を一時的に預かり、子育てと仕事等の両立をサポートする事業を行います。	継続	児童保育課

基本方針(2) 共働き・共育ての実現に向けた環境の整備

夫婦が相互に協力しながら子育てしていくためには、「共働き・共育て」が重要です。

県や地域企業、商工会、労働者団体等と連携しながら、子育て家庭を社会で応援する取り組みを推進します。

主な取り組み

No.	事業名	事業概要	方向性	担当課
109	労働相談等開催の協力	労働問題及び職業相談の開催協力を行います。パンフレット等を役場カウンターに設置し、周知を行います。	継続	産業観光課
110	ハローワーク等関係機関との連携	ハローワークや労働関係機関と連携した雇用関係機関との連絡会議において情報交換に努め、若年者就職支援の情報の周知を行います。	継続	産業観光課
		知多地域5市5町が連携して支援する「知多地域若者サポートステーション事業」を実施し、役場にて月に一回の無料就職相談を行います。	継続	産業観光課
111	仕事と子育ての両立のための広報・啓発及び情報提供	男女雇用機会均等フォーラム開催の広報協力を行います。また、女性活躍推進のための事業案内等を役場カウンターに設置し、周知を行います。	継続	産業観光課
112	男女が働きやすい環境づくりセミナーの開催協力	社会一般の認識や理解を深めるとともに、職業人としての自己啓発を図るセミナーの開催に協力し、広報等により周知します。	継続	産業観光課
113	仕事と家庭の両立を考えるセミナーの開催協力	仕事と生活の調和を目指すワーク・ライフ・バランスセミナー開催の広報協力を行います。また、セミナー開催のパンフレット等を役場カウンターに設置し、周知を行います。	継続	産業観光課
114	男女共同参画社会の必要性の啓発	男女共同参画社会の必要性を啓発するとともに、男女がともに仕事をしながら子育てをすることへの理解と支援の必要性の啓発を行います。	改善	企画広報課
115	男性の育児参加の促進	出産に関する知識の習得、妊婦体験、沐浴実習等、男性の育児参加を促すペア教室を開催します。	継続	保健こども課

基本目標6 配慮を必要とする子ども・家庭への支援

基本方針(1) 児童虐待防止対策の充実

児童虐待は、甚大な人権侵害であり決して許されるものではありません。一方で、あらゆる子育てで家庭が無縁ではないという認識の下、子育てに困難を感じる家庭やその子どものSOSを早期に把握し、具体的な支援を行う必要があります。

相談支援体制の充実を図るとともに、関係機関等の連携により、養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、特に支援を必要とする家庭を適切な支援につなげるため、ネットワークの強化を図ります。

主な取り組み

No.	事業名	事業概要	方向性	担当課
116	虐待に関する相談窓口の充実	知多児童・障害者相談センターと連携した児童虐待に関する相談、指導を行います。	継続	保健子ども課
117	虐待の早期発見と予防	こども家庭センターを開設し、保健師に加え保育士や臨床心理士、家庭児童相談員等の多職種での連携強化・相談体制を整備することで、児童虐待の早期発見、適切な支援につなげます。	充実	保健子ども課
118	虐待防止ネットワークの活用	児童虐待の早期発見、早期対応のため、主任児童委員、民生委員・児童委員を積極的に活用します。	継続	保健子ども課
119	家庭児童相談の実施	家庭に問題を抱える児童及び保護者に対して、家庭児童相談員が家庭児童相談室、電話、訪宅等の方法による相談活動を行います。	継続	保健子ども課
120	相談体制の充実	民生委員・児童委員等、地域の関係機関と連携したきめ細かな相談体制を充実します。また、民生委員・児童委員協議会と連携し、住民の認知向上を図り、委員希望者の増加に努めます。	継続	保健子ども課 ふくし課
		子ども総合支援センターの機能を生かした相談体制を充実します。	充実	保健子ども課 学校教育課

基本方針(2) ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親家庭は、仕事と子育てを一手に担うことから、保護者の心身の負担感や孤立感が大きく、困難に直面しやすい状況にあるため、きめ細かなサービスが必要です。

ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援するために、国や県と連携しながら就労支援や相談体制、経済的支援の充実等、様々な側面からの支援を推進します。

主な取り組み

No.	事業名	事業概要	方向性	担当課
121	児童扶養手当等の支給	「児童扶養手当法」に基づく手当の支給及び県・町遺児手当の支給を行います。	継続	児童保育課
122	主任児童委員、民生児童委員との連携	主任児童委員、民生委員・児童委員と連携し、ひとり親家庭等に対する相談、支援を行います。	継続	児童保育課 心くし課
123	要・準要保護の児童・生徒に対する支援	要保護・準要保護の児童・生徒に対し、就学援助を実施します。	継続	学校教育課
124	親子関係を深めるための行事	親と子のふれあいを深めるための親子行事の推進と子育てに対する意識の向上を行います。	継続	社会福祉協議会
125	母子父子寡婦福祉資金の貸付	「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づく福祉資金の貸付を行います。	継続	児童保育課

基本方針(3) 障がい児施策の充実

障がいの有無にかかわらず、安心して暮らすことができる地域づくりを進めるため、障がい児施策の充実や地域におけるインクルージョンを推進することが重要です。

障がいのある子どもの健全な発達を支援し、身近な地域で安心して暮らせるよう、保健、医療、福祉、教育の連携により、適切な支援体制の整備を推進します。

また、障がいのある子どもがそれぞれの可能性を伸ばしながら成長できるよう、保育所等における体制等の整備を進めます。

主な取り組み

No.	事業名	事業概要	方向性	担当課
126	障がい児保育支援の推進	障がいのある子どもを受け入れている民間保育所に対する補助を行います。	継続	児童保育課
		こども家庭センターの開設及び相談体制の整備を図り、発達に遅れがあると思われる幼児の早期支援を行います。	充実	保健こども課
		「親子遊び方教室」を実施します。	充実	保健こども課
127	児童発達支援事業(てくてく)	発達に遅れがあると思われる児童の療育支援を実施します。	継続	保健こども課

No.	事業名	事業概要	方向性	担当課
128	障がい児通所支援制度の利用	障がいのある子どもを対象として放課後等に生活能力向上、社会との交流促進等を支援する事業所の継続的利用を促進します。	継続	保健こども課 児童保育課
129	発達支援ガイドの利用	障がいのある子どもの家族を応援する冊子を作成、配布します。	継続	保健こども課
130	サポートファイルの活用	配慮が必要な子どもの発達を支援する機関が連携できるようにサポートファイルを活用します。	継続	保健こども課
131	各種手当の支給	「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」に基づき特別児童扶養手当を支給します。	継続	児童保育課
		「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」に基づき障害児福祉手当を支給します。	継続	ふくし課
132	重度心身障害児(者)医療費の支給	重度心身障がい児(者)を対象とした医療費を支給します。	継続	住民医療課
133	補装具の交付及び日常生活用具の給付	申請時に必要性を聞き取り、適切に補装具の交付及び日常生活用具を給付します。	継続	ふくし課
134	特別支援教育の充実	小中学校の特別支援学級等での受け入れを行います。	継続	学校教育課
		特別支援学級の児童及び生徒に対し、就学援助を実施します。	改善	学校教育課
135	通級指導の充実	小中学校に通級指導教室を設置し、一人ひとりの状況に応じた指導を行います。	継続	学校教育課

基本方針(4) 子どもの貧困対策の推進・ヤングケアラーへの対応

生まれ育った環境によって子どもの現在と将来が左右されることがないように、子どもの貧困の解消に向けて取り組む必要があります。すべての子どもの学びが保障されるよう、就学前教育・保育の充実、経済的支援を推進します。

また、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っているヤングケアラーの問題は、世話が日常化することで学業や友人関係に支障があるだけでなく、子ども本人や家族が自覚しておらず顕在化しづらいこともあげられます。ヤングケアラーに関する周知啓発、相談体制の整備、適切な支援につなげる体制を整えます。

主な取り組み

No.	事業名	事業概要	方向性	担当課
136	実費徴収に係る補足給付事業	低所得者の負担軽減を図るため給食副食費の補助を行います。	継続	児童保育課
137	児童扶養手当等の支給	「児童扶養手当法」に基づく手当の支給及び県・町遺児手当を支給します。	継続	児童保育課

No.	事業名	事業概要	方向性	担当課
138	就学援助費の支給	「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」に基づき援助します。	継続	学校教育課
139	生活福祉資金の貸付	緊急小口資金や高校、大学等に進学を予定している世帯に就学支援資金等の生活福祉資金の貸付を行います。	継続	社会福祉協議会
140	生活困窮者食料支援事業	生活に困窮されている世帯を対象に、フードバンク活動をしているNPO法人と連携し食料支援を実施します。	継続	社会福祉協議会
141	ヤングケアラーに関する広報・啓発	ヤングケアラーに関するパンフレットやポスターの設置等、広報・啓発に努めます。	新規	保健子ども課 ふくし課
142	ヤングケアラーに関する相談支援体制の整備	ヤングケアラー向けの相談窓口の設置、関係機関との連携等の整備に努めます。	新規	保健子ども課 ふくし課

第5章 量の見込みと確保方策

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針では、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下、「教育・保育提供区域」とする。）を定める必要があるとしています。

本計画では、町全域を1つの提供区域とします。提供区域を1つとすることで、多様な事業者の参入を受け入れることができ、柔軟な供給体制を確保することができます。

2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業計画の量の推計の考え方

(1)「量の見込み」等を設定する項目

本計画は、「子ども・子育て支援法」に基づき国の定める基本指針に即して定めるものです。基本指針に即し、下記の事業について教育・保育の「量の見込み」や提供体制の確保の内容等の方向性を定めます。

■教育・保育事業

No.	区分	対象家庭
1	1号認定 幼稚園・認定こども園	専業主婦（夫）家庭 就労時間短家庭
2	2号認定 幼稚園	共働きで幼稚園利用のみ希望の家庭
	2号認定 認定こども園及び保育所	ひとり親家庭
3	3号認定 認定こども園及び保育所＋地域型保育	共働き家庭

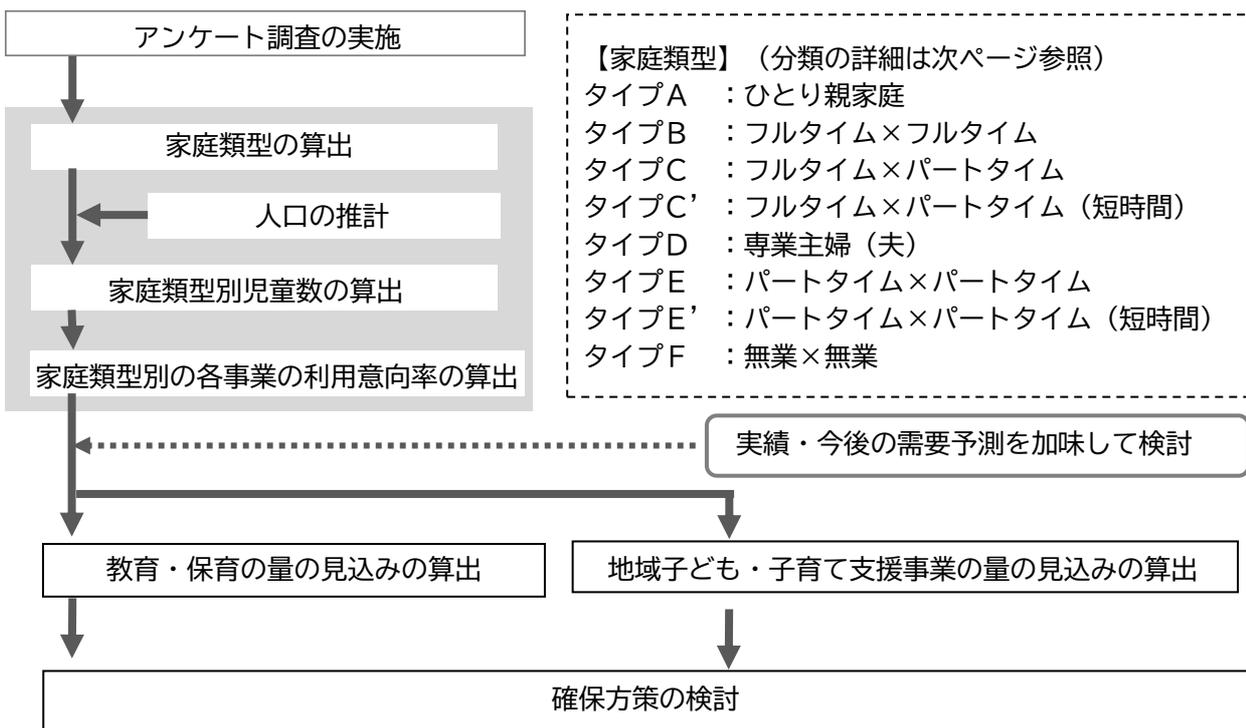
■地域子ども・子育て支援事業

No.	事業名
1	時間外保育事業
2	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
3	子育て短期支援事業（ショートステイ事業）
4	地域子育て支援拠点事業
5	一時預かり事業
6	病児・病後児保育事業
7	ファミリー・サポート・センター事業
8	利用者支援事業（妊婦等包括相談支援事業【新規】）
9	妊婦健康診査事業
10	乳児家庭全戸訪問事業
11	養育支援訪問事業等
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業
13	多様な事業者の参入促進・能力活用事業
14	産後ケア事業
15	子育て世帯訪問支援事業【新規】
16	児童育成支援拠点事業【新規】
17	親子関係形成支援事業【新規】
18	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【新規】

(2)推計の手順

教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量の算出にあたっては、就学前児童を持つ保護者と小学生児童を持つ保護者を対象としたニーズ調査の結果を基に、国が示した「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」の手順に沿って算出し、本町の地域特性の整合性を図りながら、一部補正を行いました。

■教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業の見込み量推計のフロー



(3)家庭類型について

特定教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業のニーズを把握するためには、どの認定区分に該当するか想定する必要があります。

ニーズ調査の結果から対象となる子どもの父母の有無、就労状況からタイプ A からタイプ F の 8 種類の類型化を行います。

類型化した区分を「家庭類型」といい、現在の家庭類型と、母親の就労希望を反映した潜在的な家庭類型の種類ごとに算出します。

■家庭類型の分類

父親 \ 母親		ひとり親	フルタイム就労 (産休・育休 含む)	パートタイム就労 (産休・育休含む)			未就労
				120 時間以上	120 時間未満 60 時間以上	60 時間未満	
ひとり親		タイプ A	《保育の必要性あり》				
フルタイム就労 (産休・育休含む)			タイプ B	タイプ C	タイプ C'		タイプ D
パートタイム就労 (産休・育休 含む)	120 時間以上		タイプ C	タイプ E	タイプ E'		
	120 時間未満 60 時間以上		《保育の必要性なし》				
	60 時間未満		タイプ C'				
未就労			タイプ D			タイプ F	

【家庭類型】

- タイプ A : ひとり親家庭
- タイプ B : フルタイム×フルタイム
- タイプ C : フルタイム×パートタイム
- タイプ C' : フルタイム×パートタイム (短時間)
- タイプ D : 専業主婦 (夫)
- タイプ E : パートタイム×パートタイム
- タイプ E' : パートタイム×パートタイム (短時間)
- タイプ F : 無業×無業

3 人口の見込み

子ども・子育て支援事業計画で定めるサービスの対象となる、0歳から11歳までの子どもの人口を平成31年から令和6年の3月末の住民基本台帳の人口を基にコーホート変化率法により人口の変化率を求め、それに基づき将来人口を推計しました。

■子ども人口の推計

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	186	180	173	169	165
1歳	182	200	194	187	183
2歳	200	188	207	201	193
3歳	211	202	189	208	202
4歳	234	213	204	191	211
5歳	248	235	213	204	192
6歳	305	248	234	212	204
7歳	286	305	248	234	213
8歳	353	285	304	247	234
9歳	343	353	286	304	247
10歳	371	344	354	286	305
11歳	409	372	344	354	286

4 教育・保育事業

各認定区分に応じた量を見込み、確保量を定めました。

令和7年度

		令和7年度					
		1号認定	2号認定		3号認定		
		3歳以上教育希望	3歳以上保育が必要		保育が必要		
			教育希望が強い	左記以外	2歳	1歳	0歳
児童数（推計）		693人			200人	182人	186人
量の見込み（A）		136人	44人	500人	102人	82人	17人
確保量							
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	184人	818人		151人	114人	51人
確認を受けない幼稚園	幼稚園	町外77人	-	-	-	-	-
幼稚園及び預かり保育（長時間・通年）		町外23人	-	-	-	-	-
特定地域型保育事業	小規模、家庭的、居宅訪問型、事業所内保育	-	-	-	-	-	-
認可外保育施設		-	-	-	-	-	-
確保量合計（B）		284人	818人		151人	114人	51人
過不足（B-A）		148人	274人		49人	32人	34人

令和8年度

		令和8年度					
		1号認定	2号認定		3号認定		
		3歳以上教育希望	3歳以上保育が必要		保育が必要		
			教育希望が強い	左記以外	2歳	1歳	0歳
児童数（推計）		650人			188人	200人	180人
量の見込み（A）		128人	42人	469人	102人	90人	16人
確保量							
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	224人	818人		151人	114人	51人
確認を受けない幼稚園	幼稚園	町外77人	-	-	-	-	-
幼稚園及び預かり保育（長時間・通年）		町外23人	-	-	-	-	-
特定地域型保育事業	小規模、家庭的、居宅訪問型、事業所内保育	-	-	-	-	-	-
認可外保育施設		-	-	-	-	-	-
確保量合計（B）		324人	818人		151人	114人	51人
過不足（B-A）		196人	307人		49人	24人	35人

令和9年度

		令和9年度						
		1号認定	2号認定		3号認定			
		3歳以上教育希望	3歳以上保育が必要		保育が必要			
			教育希望が強い	左記以外	2歳	1歳	0歳	
児童数（推計）		606人				207人	194人	173人
量の見込み（A）		119人	39人	437人	102人	88人	16人	
確保量								
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	144人	818人		151人	114人	51人	
確認を受けない幼稚園	幼稚園	町外 77人	-	-	-	-	-	
幼稚園及び預かり保育（長時間・通年）		町外 23人	-	-	-	-	-	
特定地域型保育事業	小規模、家庭的、居宅訪問型、事業所内保育	-	-	-	-	-	-	
認可外保育施設		-	-	-	-	-	-	
確保量合計（B）		244人	818人		151人	114人	51人	
過不足（B-A）		125人	342人		49人	26人	35人	

令和10年度

		令和10年度						
		1号認定	2号認定		3号認定			
		3歳以上教育希望	3歳以上保育が必要		保育が必要			
			教育希望が強い	左記以外	2歳	1歳	0歳	
児童数（推計）		603人				201人	187人	169人
量の見込み（A）		119人	39人	435人	100人	84人	15人	
確保量								
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	102人	818人		151人	114人	51人	
確認を受けない幼稚園	幼稚園	町外 77人	-	-	-	-	-	
幼稚園及び預かり保育（長時間・通年）		町外 23人	-	-	-	-	-	
特定地域型保育事業	小規模、家庭的、居宅訪問型、事業所内保育	-	-	-	-	-	-	
認可外保育施設		-	-	-	-	-	-	
確保量合計（B）		202人	818人		151人	114人	51人	
過不足（B-A）		83人	344人		51人	30人	36人	

令和 11 年度

		令和 11 年度					
		1号認定	2号認定		3号認定		
		3歳以上教育 希望	3歳以上保育が必要		保育が必要		
教育希望が強い	左記以外		2歳	1歳	0歳		
児童数（推計）		605人			193人	183人	165人
量の見込み（A）		119人	39人	436人	100人	83人	15人
確保量							
特定教育・ 保育施設	幼稚園、保育所、 認定こども園	102人	818人		151人	114人	51人
確認を受け ない幼稚園	幼稚園	町外 77人	－	－	－	－	－
幼稚園及び預かり保育 （長時間・通年）		町外 23人	－	－	－	－	－
特定地域型 保育事業	小規模、家庭的、 居宅訪問型、 事業所内保育	－	－	－	－	－	－
認可外保育施設		－	－	－	－	－	－
確保量合計（B）		202人	818人		151人	114人	51人
過不足（B-A）		83人	343人		51人	31人	36人

今後の方向性

1号認定は町内の施設に加え、隣接市町の施設で定員を確保します。

2号認定、3号認定は既存の施設定員で量の見込みを確保できます。しかしながら定員数における保育士確保が困難であり、現状不足しているため、施設定員数を確保できるよう引き続き保育士の確保に努めます。

また、幼稚園廃園後も引き続き教育ニーズに対応するため、町内施設に認定こども園の機能整備を図ります。

5 地域子ども・子育て支援事業

(1)時間外保育事業

保育認定を受けた子どもについて、認可保育所や認定こども園等で、通常の保育時間を超えて延長して保育を実施する事業です。

現状

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	311人	291人	314人	317人
実施か所数	9か所	9か所	9か所	9か所

量の見込みと確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	311人	311人	311人	308人	308人
確保 方策	実施か所数	9か所	9か所	9か所	9か所
	提供量(B)	311人	311人	311人	308人
過不足(B-A)	0人	0人	0人	0人	0人

今後の方向性

保護者の就労状況等により、必要以上の時間外保育とならないよう注視して事業を継続実施します。また、長時間保育が子どもの負担にならないよう配慮していきます。

(2)放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象に、授業が終わった後の遊びや生活の場を提供し、指導員の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業です。平日の放課後のほか、土曜日、夏休み等の長期休暇中も実施します。

現状

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	600人	576人	561人	563人
小学校低学年	426人	404人	388人	380人
小学校高学年	174人	172人	173人	183人
実施か所数	5か所	5か所	5か所	5か所

量の見込みと確保方策

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)		567人	523人	485人	449人	408人
小学校低学年		426人	393人	365人	338人	307人
小学校高学年		141人	130人	120人	111人	101人
確保	実施か所数	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所
方策	提供量(B)	567人	523人	485人	449人	408人
過不足(B-A)		0人	0人	0人	0人	0人

今後の方向性

引き続き、事業者と連携してニーズ量に対応できる受け入れ態勢の確保に努めます。また、小学校の余裕教室を活用した放課後子ども教室との一体利用についても検討します。

(3)子育て短期支援事業(ショートステイ事業)

保護者の疾病や仕事等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について必要な保護を行う事業で、短期入所生活援助事業(ショートステイ事業)と夜間養護等事業(トワイライトステイ事業)があります。

現状

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間延べ利用者数	0人	0人	0人	0人
実施か所数	0か所	0か所	0か所	3か所

量の見込みと確保方策

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)		28人	28人	28人	28人	28人
確保 方策	実施か所数	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
	提供量(B)	28人	28人	28人	28人	28人
過不足(B-A)		0人	0人	0人	0人	0人

今後の方向性

現状では、短期入所生活援助(ショートステイ事業)の利用はなく、今後利用者のニーズを注視しながら見直しを行っていきます。

(4)地域子育て支援拠点事業

乳幼児とその保護者が相互に交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

現状

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間延べ利用者数	8,594人	12,186人	13,751人	14,938人
実施か所数	1か所	1か所	1か所	1か所

量の見込みと確保方策

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)		15,231人	15,231人	15,392人	14,936人	14,507人
確保 方策	実施か所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	提供量(B)	15,231人	15,231人	15,392人	14,936人	14,507人
過不足(B-A)		0人	0人	0人	0人	0人

今後の方向性

子育て支援センターあぐびっぴにおいて、子育てに関する各種相談、講座・季節の行事等を通じて親子の交流を図るとともに、こども家庭センターと連携して保護者支援を実施していきます。

(5)一時預かり事業

① 保育所等における一時預かり

保護者が冠婚葬祭や傷病等の理由により、家庭での保育が一時的に困難となった子どもについて、昼間、保育所や認定こども園等で一時的に預かる事業です。

現状

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間延べ利用者数	788人	766人	644人	631人
実施か所数	8か所	8か所	8か所	8か所

量の見込みと確保方策

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)		630人	630人	630人	628人	628人
確保 方策	実施か所数	8か所	8か所	8か所	8か所	8か所
	提供量(B)	630人	630人	630人	628人	628人
過不足(B-A)		0人	0人	0人	0人	0人

今後の方向性

町内8園で一時預かり事業を実施しています。2園を除き余裕活用型ではありますが、量の見込みを確保できる見込みです。

② 幼稚園における一時預かり

通常の教育時間の前後や長期休暇中等に保護者の要請に応じて実施する事業です。

現状

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間延べ利用者数	37人	40人	44人	43人
実施か所数	3か所	3か所	3か所	3か所

量の見込みと確保方策

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)		42人	42人	42人	40人	40人
確保 方策	実施か所数	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
	提供量(B)	42人	42人	42人	40人	40人
過不足(B-A)		0人	0人	0人	0人	0人

今後の方向性

町内の幼稚園では、希望がなく一時預かりを行っていませんが、今後希望者が出た場合には、保育所の一時的預かりにて対応していきます。

また、町外の未移行幼稚園での量の見込みがあり、幼稚園等での一時預かりで確保していきます。

(6)病児・病後児保育事業

病気や病後回復期の児童で、保護者の就労等の理由で保護者が保育できない際に、医療機関等に付設された専用スペース等で児童を預かる事業です。

現状

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間延べ利用者数	54人	108人	27人	57人
実施か所数	1か所	1か所	1か所	1か所

量の見込みと確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	207人	193人	184人	174人	169人
確保 方策	実施か所数	1か所	1か所	1か所	1か所
	提供量(B)	207人	193人	184人	174人
過不足(B-A)	0人	0人	0人	0人	0人

今後の方向性

町内医療機関に委託し、事業を実施しています。利用者増加に向けての積極的な広報活動に努めていきます。

(7)ファミリー・サポート・センター事業

育児の援助を依頼したい人と協力したい人が会員となり、有償で子どもを自宅で預かる事業です。依頼会員はおおむね小学校6年生までの子どもを持つ保護者が対象です。

現状

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間延べ利用者数	289人	379人	288人	376人
実施か所数	1か所	1か所	1か所	1か所

量の見込みと確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	487人	450人	418人	387人	352人
確保 方策	実施か所数	1か所	1か所	1か所	1か所
	提供量(B)	487人	450人	418人	387人
過不足(B-A)	0人	0人	0人	0人	0人

今後の方向性

今後の利用者ニーズの増加に対応するため、事業の周知、会員の募集に努め利用しやすい運営を目指します。また、援助会員の確保について必要な見直しを検討します。

(8)利用者支援事業

一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与するため、子ども及びその保護者等、または妊娠している方がその選択に基づき、教育・保育・保健その他の子育て支援を円滑に利用できるよう、必要な支援を行うことを目的とします。

子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに関係機関との連絡調整を行う事業で4つの類型（基本型・特定型・こども家庭センター型・妊婦等包括相談支援事業型）に分かれています。

現状

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施か所数	1か所	1か所	1か所	1か所

量の見込みと確保方策

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
基本型	量の見込み	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
	実施か所数 (確保方策)	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
特定型	量の見込み	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
	実施か所数 (確保方策)	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
こども家庭 センター型	量の見込み	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	実施か所数 (確保方策)	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
妊婦等包括相 談支援事業型 【新規】	量の見込み	558回	540回	519回	507回	495回
	提供量 (確保方策)	558回	540回	519回	507回	495回

今後の方向性

こども家庭センターを整備して、母子保健や育児に関する相談、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援体制を提供します。また、地域資源の紹介、相談、調整等、より利用しやすい体制づくりに努めます。

(9)妊婦健康診査事業

母子保健法第 13 条に基づき、妊婦及び胎児の健康増進、妊婦の生活習慣改善を目的として健康診査を行う事業です。

現状

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受診者数	319人	289人	281人	261人
年間延べ受診者数	2,528人	2,272人	2,316人	2,179人

量の見込みと確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (受診者数)	274人	266人	255人	249人	243人
量の見込み (年間延べ受診者数)	2,214人	2,149人	2,061人	2,012人	1,964人
実施体制 (確保方策)	<ul style="list-style-type: none">・実施場所：県内及び県外医療機関・実施体制：妊婦健診受診表を母子健康手帳交付時に発行 県外医療機関利用者には、利用料を助成・検査項目等：一般妊婦健診／子宮頸がん検診／B型肝炎抗原検査／ 梅毒検査・実施時期：妊娠期				

今後の方向性

妊娠期の経済的負担を軽減し、適正な時期に定期的な受診がされるよう促すことにより、異常の早期発見、早期治療及び精神的不安の解消等を目指します。

(10)乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、乳児及びその保護者の心身の状況並びに養育環境の把握を行い、子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスの提供に結びつける事業です。

現状

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間延べ訪問数	199人	179人	181人	167人

量の見込みと確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	186人	180人	173人	169人	165人
実施体制 (確保方策)	町保健センターの保健師が生後4か月までの乳児家庭に対して全戸訪問を実施するとともに、里帰り先や医療機関等と連携をとり、全家庭の状況の把握に努めます。				

今後の方向性

少子化や核家族化により孤立し、子育て家庭が不安にならず安心して子育てができるよう、必要な支援や助言を行うために全戸訪問を実施します。訪問時期については各家庭の状況や出産後の経過にあわせ、適切な時期に訪問ができるよう対応します。また、父の育児休業取得が増加している現状から、父親支援にも努めます。

(11)養育支援訪問事業等

児童の養育を行うために支援が必要でありながら、何らかの理由によってサービスが利用できない家庭に対し、養育に関する専門的な相談指導・助言等を行います。また、出産前で特に支援が必要と認められる妊婦に対しても同様の支援を行います。

現状

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問数	33人	35人	9人	29人

量の見込みと確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	26人	25人	24人	24人	24人
実施体制 (確保方策)	全戸訪問事業等により、養育上支援が必要な家庭に保健師等を派遣し、継続的な訪問を実施します。				

今後の方向性

児童虐待の発生予防と早期発見・早期対応のため、養育困難な家庭、配慮が必要な家庭等を対象に保健師等を定期的に派遣します。

(12)実費徴収に係る補足給付を行う事業

教育保育給付認定及び施設等利用給付認定を受けた子どもが教育・保育等を受けた際に係る食事の提供に要する費用、日用品や文房具等の物品購入に要する費用、行事への参加に要する費用のうち、市町村が定めるものの全部または一部の費用を助成する事業です。

現状

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象者	13人	12人	7人	5人
実施か所	2か所	2か所	2か所	2か所

量の見込みと確保方策

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (A)		35人	35人	35人	35人	35人
確保 方策	実施か所数	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
	提供量 (B)	35人	35人	35人	35人	35人
過不足 (B - A)		0人	0人	0人	0人	0人

今後の方向性

幼稚園（未移行）に通う低所得世帯及び第3子以降児（小学3年生までの児童が3人以上いる世帯の児童のうち3人目以降の児童）について実費徴収された給食費（副食材料費）を補助します。

(13)多様な事業者の参入促進・能力活用事業

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設等の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受け入れ体制を構築する事業です。

現状

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間延べ利用者数	0人	0人	0人	0人

量の見込みと確保方策

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (A)		36人	36人	36人	36人	36人
提供量 (B) (確保方策)		36人	36人	36人	36人	36人
過不足 (B - A)		0人	0人	0人	0人	0人

今後の方向性

新規参入については、保育状況を踏まえて対応します。

(14)産後ケア事業

生後4か月未満の乳児の母親に対し、心身の安定や育児不安の解消を図るため、心身の状態に応じた保健指導や療養に伴う育児等に関する指導、相談その他援助を行う事業です。

現状

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間延べ利用者数	4人	0人	4人	0人

量の見込みと確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	6人	6人	7人	10人	10人
提供量(B) (確保方策)	6人	6人	7人	10人	10人
過不足(B-A)	0人	0人	0人	0人	0人

今後の方向性

出産後の母子の心と身体の回復を促し、安心して子育てできるようにサポートするために、助産師や看護師と母子のケア、授乳や育児の相談を行います。また、事業の安定的な供給と利便性の向上を図ります。

(15)子育て世帯訪問支援事業【新規】

家事や子育て等に対して不安・負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の自宅を訪問支援員等が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、育児や家事に関する支援等を実施する事業です。

現状

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間延べ利用者数	0人	0人	0人	0人

量の見込みと確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	0人	0人	0人	0人	0人
提供量(B) (確保方策)	0人	0人	0人	0人	0人
過不足(B-A)	0人	0人	0人	0人	0人

今後の方向性

家庭の実情に合わせて支援を提供し、支援を必要とする家庭が増加するのであれば、事業所への委託等を検討します。

(16)児童育成支援拠点事業【新規】

養育環境等に課題を抱える家庭や、学校に居場所のない児童に対して、児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成、学習サポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行う事業です。

現状

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間延べ利用者数	0人	0人	0人	0人

量の見込みと確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	0人	0人	0人	0人	0人
提供量(B) (確保方策)	0人	0人	0人	0人	0人
過不足(B-A)	0人	0人	0人	0人	0人

今後の方向性

本町では、現在のところ計画期間中に実施の予定はありません。また、ニーズに応じて、必要な場合は計画の中間見直しで検討します。

(17)親子関係形成支援事業【新規】

児童とのかかわり方や子育てに悩み、また不安を抱えている保護者に対し、親子の関係性や発達に応じた児童とのかかわり方等の知識並びに方法を身につけることを目的に、講義、グループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達状況等に応じた情報の提供、相談・助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩み並びに不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けるなどの支援を行う事業です。

現状

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間延べ利用者数	0人	0人	0人	0人

量の見込みと確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	0人	0人	0人	0人	0人
提供量(B) (確保方策)	0人	0人	0人	0人	0人
過不足(B-A)	0人	0人	0人	0人	0人

今後の方向性

本町では、現在のところ計画期間中に実施の予定はありません。ニーズに応じ、関係機関と連携して今後の対応について検討します。

(18)乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)【新規】

認定こども園等に通所していない0歳6か月から2歳までの未就園児を対象に、一時的な預かりを行い、適切な遊びと生活の場を与えるとともに、保護者との面談を通じて、子どもや保護者の心身の状況、養育環境を把握し子育てに対する助言、情報提供等の援助を行う事業です。

量の見込みと確保方策

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	量の見込み	－	6人	6人	6人	6人
	提供量	－	6人	6人	6人	6人
1歳	量の見込み	－	6人	6人	6人	6人
	提供量	－	6人	6人	6人	6人
2歳	量の見込み	－	4人	4人	4人	4人
	提供量	－	4人	4人	4人	4人

今後の方向性

本町では、国の本格実施を踏まえ、令和8年度からの事業実施を見込んでいます。町内の保育施設の意向から確保量を見込んでいますが、制度開始までに各園と調整を進めていきます。

6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、給付を行います。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について認可外保育施設の監査状況等の情報提供を県に依頼する等、県と連携して実施します。

7 幼児期の教育・保育の一体的提供等の推進

町内には現在、幼稚園が1か所、保育所が8か所、認定こども園が1か所あり、ニーズに対する供給量の確保に努めてきました。令和8年4月には、保育所の1施設が認定こども園へ移行する予定となっています。

また、本町では平成17年度に幼保小中一貫教育プロジェクトを立ち上げ、0歳から15歳までの一貫性のある教育の実現に向けて、幼稚園・保育所・小学校・中学校・家庭・地域・行政等が連携してプロジェクトを推進しています。今後においても、引き続き幼保小中一貫教育プロジェクトを推進し、園・学校の壁を越えた連携による「欠落なき」「落差なき」「段差なき」教育を進めていきます。

このような状況の中で、国の動向や社会情勢の変化に伴う保護者ニーズを注視しつつ、本町においても必要に応じて、幼児期の学校教育・保育の一体的な提供の推進について検討していきます。

第6章 計画の推進にあたって

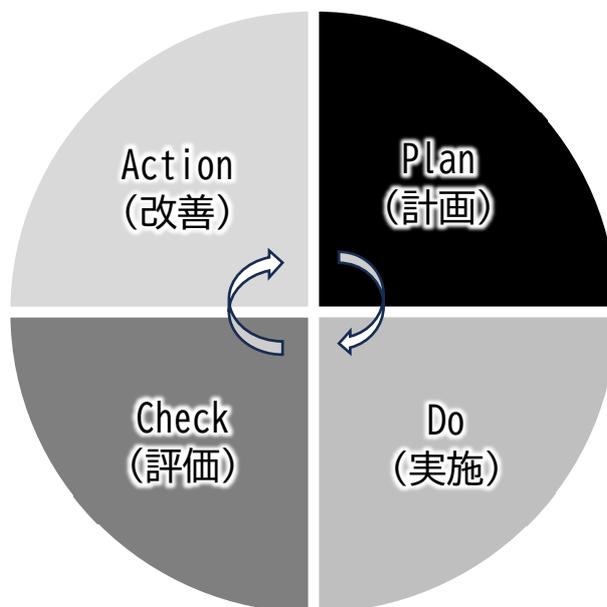
1 計画の達成状況の点検及び評価

計画の適切な進行管理を進めるためには、庁内関係各課を中心に具体的施策の進行状況について把握するとともに、「阿久比町子ども・子育て審議会」にて施策の実施状況について検証し、計画の見直しや施策の改善、充実につなげていきます。

また、毎年度取り組みの進捗管理を行うとともに、目標や指標により基本理念の達成に向けた効果検証を行い、施策の改善、充実を図ります。なお、目標や指標の達成状況に応じて、計画期間の中間年において必要な計画の見直しを行います。

さらに、教育・保育事業の見込み量及び確保方策は、実施状況について年度ごとに進捗状況を管理し、利用者の動向等を鑑みながら、翌年度の事業展開に生かしていくものとします。

■PDCAサイクルのプロセスイメージ



2 国・県等との連携

計画に取り上げる取り組みについては、町が単独で実施する取り組みのほかに、制度や法律に基づく事業もあるため、国や県、近隣市町との連携を深め、必要に応じて協力要請を行い、計画を推進します。

特に、児童虐待、社会的擁護体制、ひとり親家庭の自立支援等、専門的かつ広域的な視点から県と連携し、推進するとともに県を通じて産業界や事業者に対する雇用管理の整備に向けた働きかけを要請していきます。

資料編

1 阿久比町子ども・子育て審議会条例

平成28年3月24日

条例第4号

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、合議制の機関として設置する阿久比町子ども・子育て審議会（以下「審議会」という。）について必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 審議会は、法第72条第1項各号に掲げる事項のほか、町長の諮問に応じ、町の子ども・子育て施策に関して必要な調査及び審議を行う。

(組織)

第3条 審議会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 児童の保護者
- (2) 児童福祉又は教育に関する業務に従事する者
- (3) 知識経験を有する者
- (4) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任することを妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した委員が会長の職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議においては、会長が議長となる。

4 審議会の議事（以下「議事」という。）は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

5 議事に直接利害関係を有する委員は、当該議事の採決に加わることができない。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、民生部子育て支援課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、町長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(阿久比町保育所運営審議会条例の廃止)

2 阿久比町保育所運営審議会条例(昭和43年阿久比町条例第19号)は、廃止する。

附 則(令和5年3月30日条例第12号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

2 阿久比町子ども・子育て審議会委員名簿

(敬称略・順不同)

区分	氏名	団体名等
児童の保護者	大林 はるか (令和5年度)	公立保育園代表 草木保育園保護者会長
	渡會 あすか (令和5年度)	私立保育園代表 ひなた保育園父母の会会長
	瀬戸口 杏奈 (令和5年度)	ほくぶ幼稚園PTA会長
	谷口 菜穂 (令和5年度)	学童保育利用者代表 ざりがにクラブ保護者代表
	榎本 笑 (令和6年度)	公立保育園代表 英比保育園保護者会会長
	志田 奈美 (令和6年度)	私立保育園代表 SAKURA 保育園ファミリークラブ会長
	早川 知世 (令和6年度)	ほくぶ幼稚園PTA会長
	伊藤 愛 (令和6年度)	学童保育利用者代表 どリーむハウス保護者代表
児童福祉又は教育に関する業務に従事する者	樋上 亜由美 (令和5年度)	学童保育所の代表 ざりがにクラブ理事長
	田中 裕美 (令和5年度)	私立保育園等の代表 SAKURA 保育園長
	榎本 悦子 (令和6年度)	学童保育所の代表 どリーむハウス理事
	新美 亜希子 (令和6年度)	私立保育園等の代表 ひなた保育園長
知識経験を有する者	大村 泰敬 (会長)	阿久比町社会福祉協議会 会長
	竹内 比名子 (令和5年度)	阿久比町教育委員会 委員
	中條屋 由香里 (令和6年度) ※令和6年9月30日まで	阿久比町教育委員会 委員
	古川 千歩 (令和6年度) ※令和6年10月1日から	阿久比町教育委員会 委員
	永池 武光	阿久比町民生・児童委員協議会 会長
	平井 則和	阿久比町民生・児童委員協議会 主任児童委員

3 計画の策定経過

開催日時	検討内容
令和5年 11月30日	令和5年度 第1回阿久比町子ども・子育て審議会 (1) 令和4年度事業報告について (2) 第3期阿久比町子ども・子育て支援事業計画の策定について
令和5年 12月27日～ 令和6年 1月15日	「阿久比町子育て支援に関するアンケート調査」を実施 ・就学前児童（0～5歳）の保護者アンケート 配布数：1,000件 有効回収数：560件 有効回収率：56.0% ・小学生児童（6～11歳）の保護者アンケート 配布数：500件 有効回収数：307件 有効回収率：61.4%
令和6年 3月26日	令和5年度 第2回阿久比町子ども・子育て審議会 (1) 中部保育園の定員変更について (2) 第2期阿久比町子ども・子育て支援事業計画の見直しについて (3) 第3期阿久比町子ども・子育て支援事業計画のアンケート結果について
令和6年 6月27日	令和6年度 第1回阿久比町子ども・子育て審議会 (1) 阿久比町立ほくぶ幼稚園の今後について (2) 第3期阿久比町子ども・子育て支援事業計画について
令和6年 8月9日	令和6年度 第2回阿久比町子ども・子育て審議会 (1) 令和5年度事業報告について (2) 第3期阿久比町子ども・子育て支援事業計画の骨子案について
令和6年 11月14日	令和6年度 第3回阿久比町子ども・子育て審議会 (1) 前回の質問事項について (2) 第3期阿久比町子ども・子育て支援事業計画の素案について
令和7年 1月6日～ 1月31日	第3期阿久比町子ども・子育て支援事業計画策定に係る意見募集（パブリックコメント実施）
令和7年 2月13日	令和6年度 第4回阿久比町子ども・子育て審議会 (1) 東部保育園の定員変更について (2) 町立保育園の認定こども園化について (3) 第3期阿久比町子ども・子育て支援事業計画について

4 用語解説

か行

確保方策

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについて、潜在ニーズを含めて量の見込みを把握し、それに対応する確保量のこと。

教育・保育施設

「認定こども園法」に規定する認定こども園、「学校教育法」に規定する幼稚園、及び児童福祉法に規定する保育所のことをいう。

コーホート変化率法

同年または同期間の過去における実績人口の動態から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

こども家庭センター

令和4年改正児童福祉法において、児童及び妊産婦の福祉に関する包括的な支援を行うことを目的として、母子保健機能（旧子育て世代包括支援センター）と児童福祉機能（旧子ども家庭総合支援拠点）を統合し、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援等を行う機関。

子ども・子育て関連3法

「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の3つの法律。

子ども・子育て支援事業計画

5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育や、地域の子育て支援等についての事業計画。

子ども・子育て支援新制度

就学前の子どもを対象とした幼稚園・保育所等や、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めるための制度。

子ども・子育て支援法

保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための法律。

子どもの貧困

生まれ育った環境によって、健やかな成長に必要な生活環境や、教育の機会を得られない子どもたちがいること。

さ行

次世代育成支援対策推進法

将来、社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成を目的として、平成15年に制定された法律。

児童虐待

身体的虐待、心理的虐待（言葉のおどしや無視）、ネグレクト（養育・保護の怠慢、拒否）、性的虐待など、子どもの健全な育成を妨げること。虐待を疑ったり発見したりした場合の通告は、法律で義務づけられている。

食育

様々な経験を通じ、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活が実践できる知識を身につけること。

た行

待機児童

認可保育所等に入園申込みをしたが、入所できていない児童の人数から、国の定義に基づき、私的な理由で特定の保育所等のみを希望している方等を除いた人数を「待機児童」としている。

地域型保育

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業。

特定教育・保育施設

市町村長が施設型給付費の支給対象施設として確認する「教育・保育施設」をいう。認定こども園、幼稚園、保育所が該当する。

な行

認定こども園

幼稚園と保育所の機能をあわせ持つ施設で、おおむね0歳から就学前の児童に保育所の時間帯で保育・幼児教育を行う施設。

ま行

未移行幼稚園

「子ども・子育て支援新制度」に移行していない幼稚園であり、現行のまま私学助成を受ける幼稚園。

や行

ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども・若者のこと。

幼稚園

満3歳から小学校入学までの幼児の教育を行う教育機関。学校教育法77条によれば「幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする」とある。

ら行

量の見込み

市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況を把握するとともに、保護者に対する調査等を行い、これらを踏まえて教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを推計することとなっている。

数字／英字

1号認定

満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定の子ども以外のもの。

2号認定

満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働または疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの。

3号認定

満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働または疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの。



第3期阿久比町子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月

発行 阿久比町 民生部 子育て支援課

〒470-2292 愛知県知多郡阿久比町大字卯坂字殿越 50 番地

TEL 0569-48-1111 FAX 0569-48-0229